

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽6号機設計及び工事計画）【35】
2. 日 時：令和5年11月9日 13時30分～16時10分
3. 場 所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

小林主任安全審査官、津金主任安全審査官、伊藤（拓）安全審査官

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社

原子力設備管理部 課長 他8名

原子力設備管理部 設備計画グループ 課長 他2名※

中部電力株式会社

原子力本部 原子力部 設備設計グループ 主任 他3名※

北陸電力株式会社

原子力本部 原子力部 原子力安全設計チーム 主任 他3名※

電源開発株式会社

原子力事業本部 原子力技術部 設備技術室 上席課長 他2名※

中国電力株式会社

電源事業本部（原子力耐震） 担当副長※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配付資料

なし

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	はい。規制庁の伊藤です。ではヒアリングの方始めていきたいと思います。事業者から説明をお願いいたします。
0:00:13	東京電力の井村です。それでは、私の方で、
0:00:18	3期、工程表のですね、16番17番、
0:00:24	の資料になります。取水口及び放水コウに関する説明書のこと、そちらの説明を
0:00:32	先にさせていただきます。
0:00:35	資料につきましては、16番の
0:00:41	資料番号、KK6、
0:00:44	A点、
0:00:46	ー1ー008回ゼロ。
0:00:50	6ー1ー1ー4、取水口及び放水コウに関する説明書、それとですね。
0:01:00	ええし、
0:01:03	資料番号KK6. Aー
0:01:07	8
0:01:09	括弧四角表。
0:01:13	開0先行審査プラントの記載との比較表、括弧取水口及び放水コウに関する説明書
0:01:22	以上二つの資料で説明をさせていただきます。で、すいません。説明の方は、
0:01:35	そうですね。先行審査プラントの比較表、記載との比較表、こちらの方です。
0:01:43	左右を主に説明をさせていただきたいと思います。
0:01:48	それでは、説明をさせていただきます。
0:01:55	まず最初にですねこちら、比較表になっておりますので、
0:02:00	ちょっと記載が
0:02:04	小さくなっていますんで、図面等も比較の対象になっておりまして、図面の方がちょっと見にくい。
0:02:15	部分があるかと思うんですが、そちらについては、説明書の方で、A4サイズとなっておりますので、そちらも見ただけであればと思います。
0:02:30	それでは、説明を
0:02:32	始めさせていただきます。
0:02:34	経緯。
0:02:35	1ページ目からです

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:40	中段の 1 ポツ、概要のところですね一応、
0:02:46	青字として
0:02:49	記載に違いがあるということで青字にさせていただいておりますが、こちらについては、申請号機の違い。
0:02:59	による差異というふうに
0:03:03	させていただいております。
0:03:06	それぞれ、7 号機の申請の時は 7 号機の設備、6 号機の申請の時は、6 号機の設備という形で、ここに記載しております、
0:03:16	記載の仕方としては、全く変更はないのですが、設備自体が、それぞれ 7 号機 6 号機を指しているということで、
0:03:28	ここは
0:03:30	青にさせていただきました。これ以降ですね当設備については、それぞれの動きの説明となっているので、
0:03:42	すべてになってしまうのもおかしいと思っております、上、
0:03:47	この
0:03:48	項目だけ、青にさせていただいております。
0:03:53	ご了承ください。
0:03:55	続きましてその下、なお以降ですが、こちらについては、申請号機の違いということで、6 号と 7 号で、当初番号が違うということで、
0:04:07	その違いになります。
0:04:11	続きまして 2 ページ、こちらについては、3 ポツ、下のパラグラフですね 3 ポツ、取水口、
0:04:20	というところは差異はございません。
0:04:25	その続き 3 ページ目、中段のところですね、タービン補機冷却海水ポンプにより供給し、その容量はということで、
0:04:36	こちらについても、設工認、申請号機の違いということで、流量の違いによる差異となっております。
0:04:47	はい。
0:04:47	続きまして 4 ページ目。
0:04:52	最初の方ですねまたスクリーン室ニワというところの薔薇グラムで、こちらについては表番号、図番号の表記の記載の適正化として、
0:05:05	差異が出ております。
0:05:09	その下の表の 3-1、海水貯留堰の主要仕様、
0:05:15	というところですけど、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:17	こちらについても、6号と7号の違いということで青くさせていただいておりますが、
0:05:23	それぞれ申請号機が上に来ているだけでして、7号機の場合は、7号機が上にきていて、
0:05:36	SA時にも使っているの6号機も、仕様としては載せてあります。なので、位置的に違うということで、
0:05:48	オク、
0:05:49	違いが出てますということで、記して示させていただいております。
0:05:55	次のページ5ページ目についても、と同じです。
0:06:01	それぞれ6号機7号機のA棟、
0:06:05	位置が変わってるということでええと、
0:06:08	記させていただいております。
0:06:12	6ページ目、すいません。
0:06:15	行きまして、
0:06:16	広野さんの4についても設工認、申請号機の違いということで6号機と7号機のす。
0:06:25	仕様の違いということで、差異が出ております。
0:06:29	表の3-5のところですが、こちら6号機7号機の違いで差異が出ているということと、
0:06:39	あと、寸法表記の適正化ということで、意味的には間違った、間違っているわけではないんですが、7号機の時、常盤タテ横尾。
0:06:51	6号機の方は、適正化をさせていただきまして、奥行きと幅ということで、これは要目表の表記に合わせさせていただいております。
0:07:05	続きまして7ページ目は、図面、
0:07:09	放水コウ取水口及び放水コウの位置図ということでこちらについては差異はございません。
0:07:17	続きまして8ページ目。
0:07:20	概要ズーを載せております。こちらについては概要図については、6号7号も変わりはないのですが、表題のところですね、7号機、
0:07:34	では残留熱除去、除去系、
0:07:38	系統概要図という記載をさせていただいております。今回については、先行、先行プラントを踏襲しまして、
0:07:50	原子炉補機冷却系、系統概要図ということで、記載の適正化をさせていただきました。
0:07:57	次の9ページ目についても同じです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:05	10 ページ目、
0:08:09	11 ページ目。
0:08:10	12 ページ目。
0:08:13	についてもそちらについては差異はございません。
0:08:18	13 ページ目。
0:08:20	コウですねそれぞれの
0:08:25	構造図ということで、
0:08:29	記載をさせていただいておりますが、こちらについても、6号と7号の申請号機の違いということ、
0:08:39	最後、
0:08:40	示させていただいておりますが、6号7号、両方とも、
0:08:47	7号機の時も、6号7号を、両方とも記載はしているので、
0:08:53	説明については、
0:08:55	何も変わってる状態ではないん。
0:08:59	ないです。
0:09:02	10、それが14ページ15ページ。
0:09:08	16ページまで。
0:09:13	はい。そう。それは同じ理由になっております。17ページ目。
0:09:19	補機取水槽、
0:09:22	(エ)構造図ということで記載をさせていただいておりますこちらについては、6号機7号機、それぞれ
0:09:33	ある設備ですので、その違いが出ております。
0:09:37	いう整理をさせていただいております。
0:09:41	それが19ページ目まで同じです。
0:09:47	そのあと20ページ目から、すいません20、
0:09:51	5ページ目の上の段までは、
0:09:56	島根の呉、
0:10:00	記載がありますが、柏崎の方には、その設備がないということから、
0:10:08	こちらについては、
0:10:12	違いは、
0:10:13	記載はしておりません。そこまで飛んでいただきまして、
0:10:18	25ページ目、4ポツの方遂行、
0:10:23	のところですけど、前段で出てきました、し、2800平米という、
0:10:30	ところの数字数値でこちらについても同じ理由で、流量の違いによる差異ということ、出させていただいております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:42	26 ページ目。
0:10:46	については、差異はございません。
0:10:51	そのあと 27 ページ目についても差異はございません。
0:10:57	28 ページ目、放水設備の配置図、こちらについては、6 号機と 7 号機で申請号機の違いで、記している。
0:11:09	箇所が違うということで、
0:11:12	差異が出ております。
0:11:14	その次に 19 ページ目につきましても、
0:11:18	申請号機の違いによる差異ということで、差異が出ております。
0:11:25	30 ページは、あとは、一番最後の 31 ページ目ですね、こちらについては、
0:11:33	差異はございません。
0:11:38	以上で説明の方は終わり時させていただきます。
0:11:47	はい。規制庁の井藤です。でも質疑の方入りたいと思います。まずちょっと私から、
0:11:55	確認なんですけども、
0:12:00	三瓶G、
0:12:03	のところで、タービン補機冷却海水ポンプの。
0:12:07	容量の差が出てるんですけどこれってポンプ自体、何か別のものがついてるんですかね。
0:12:14	この差は何で生まれたんですかね。
0:12:21	はい。東京電力遠藤です。
0:12:23	これプラントメーカーの違いでございまして 6 号機 7 号機それぞれ東芝日立というプラントメーカーの違いで若干のタービンの補機のスペックが多少違いますので、若干の違いが出てございます。
0:12:36	はい。規制庁の伊東です。はい。わかりました。ありがとうございます。
0:12:40	それと、
0:12:45	6 ペイジー
0:12:47	のところで寸法の表記を、
0:12:51	変えましたという話があって、
0:12:56	その横尾というのを大幅に変えたことによって、この数値もちょっと変わってるんですけどここの、
0:13:06	ちょっともう少し教えてもらえませんか。どう、
0:13:11	変えてどこが、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:14	なんすかねどこを測ってるからこの数値に変わったというところをちょっと教えてもらえますか。
0:13:25	東京電力の飯村です。そちらですね
0:13:29	数値に関しては、
0:13:33	そうですね。
0:13:35	周知に関しては、
0:13:38	横と幅で変わっていますが、こちらについては、7号機、
0:13:43	6号機の幅が違うということで数値が変わっていて、
0:13:50	変えたところという。
0:13:52	ただ、奥行きと幅という表現の仕方ですかね。そちらが4目標の方はそういう、
0:14:00	表記になっていますので、
0:14:03	そういった形で書いております。規制庁の伊藤ですわかりました。すいません。
0:14:08	これはそれぞれの号機である設備でした。失礼しました。
0:14:12	はい。衛藤。
0:14:16	後、
0:14:21	これは事実確認だけなんですけど、
0:14:25	ホース
0:14:29	設備のところで、
0:14:33	ちょっと比較表見づらいんで、
0:14:44	この6-1-1-4の説明書の方の、
0:14:49	20ページ。
0:15:01	20ページで確認すると、
0:15:07	この補機冷却用ホース色っていうのが二つ。
0:15:13	タービン建屋から伸びていて、
0:15:15	これは6号、
0:15:18	だけ二つあるという理解でいいんですかね7号は一つだけしかないけども6は二つあるといい馬コを理解すればいいんですか。
0:15:28	はい。東京電力遠藤です。7号機も二つございましてちょっと見づらいかと思いますが、ですね主周期州法水路、取水炉の下、下というか、
0:15:39	を横切る形で点々でちょっと見えるところがございすけれど、横切った形で、
0:15:46	最終的には法規の方に2ラインで、
0:15:50	合流してございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:09	そうですねちょっと見づらくなってございますが、構成的には、
0:16:13	えっとですね北川の要は図面見て右側の方にA系C系の非常系の方水路で左側の方にとび、安全系のB系統常用系の
0:16:26	補強数量がございますんで二つ。
0:16:29	管路が出て、
0:16:32	書記の方推定の方に合流して向かっていくと。
0:16:36	いうことになってございます。
0:16:38	規制庁のイトウですわかりました。はい、ありがとうございます。
0:16:42	私からは、
0:16:43	以上とさせていただきたいと思いますが、
0:17:02	規制庁ツガネです。比較表の 14 ページなんですけれども、
0:17:08	ンボル六、七どっちも同じものだと思いつつ、
0:17:14	寸法の
0:17:17	線ですねこの矢印みたいなことになってるんですけどもこれは、
0:17:21	ものは同じなんですけれども
0:17:23	メーカーによって書き方がちょっと変わってるっていうそれだけで、そういう認識でよろしいですか。
0:17:39	東京電力井村です。その認識で、
0:17:43	申し訳ございません。
0:17:45	井清タツザワで採用を開始しました。あともう一つ、
0:17:49	10 ペイジーの、
0:17:56	重大事故等の収束に必要な水の供給設備概略図ってあるんですけどこれ全く同じものを、
0:18:03	ほぼ見えるんですけども、ものとしては 67 それぞれにあるということでもよろしいですか。
0:18:20	東京電力遠藤です。各プラント 1 セットずつごもってございましてそれぞれが共用してございます。ですので、1 台で流用というのは 2 セットそれぞれで 5 機で対応できると。
0:18:33	いう状況でございます。
0:18:35	規制庁津川ですはい。それぞれ持っていて、それぞれ共用となっているので結果として、2 セットあるということで、はい、理解しました。私からは以上です。
0:18:52	はい。規制庁の伊藤です。あと、ちょっと細かい点なんですけど 1 点だけ。
0:18:59	説明書の方で、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:01	22 ページの図なんですけど、
0:19:08	この屋外排水炉がこう書かれているんですけど、
0:19:13	ちょっとこの線の意味を教えて欲しいんですけど点線とこの実線があるんですけどこれそれぞれ何を意味してるんですか。
0:19:54	すみませんちょっと即答できませんので、後程回答させてください。
0:20:00	はい。規制庁の伊藤です。はい。後程で結構なんですけどもしあの点線と実線で書き分けてるのであれば、凡例のところになんか意味みたいのを追記していただければわかりやすいかなと思いますので、よろしくお願ひします。了解しました。
0:20:15	はい。では取水口と放水コウに関しては、以上とさせていただきたいと思ひます。
0:20:24	では続けて説明の方、事業者からお願ひいたします。
0:20:35	東京電力の三嶋でございます。続きまして、衛藤本日ご説明する資料の一番から 15 番。
0:20:43	自然現象による損傷防止の説明書
0:20:46	あと竜巻火山外部事象と外部火災というところを説明、ご説明させていただきます。
0:20:55	こちらの比較表をですね、メインにちょっとご説明させていただくんですが、やはり絵のところですねとか表のところは若干つぶれてるところありますので、その辺は説明書を
0:21:08	ご覧になりながら、衛藤、説明させていただければと思っております。
0:21:12	また
0:21:14	差分が出てるようなところ。
0:21:15	特に
0:21:17	基本設計方針でもあったんですけども、タンク等とか、
0:21:20	いうところがですね、図面の方、補足説明資料ありますので、途中途中、飛ぶかもしれませんが、ご容赦いただければと思ひます。
0:21:30	はい。担当の方からご説明させていただきます。
0:21:43	東京電力ホールディングスのイナミネです。はい。
0:21:47	笹生ですが、本日の 3 週間工程表に掲載の資料番号の方のナンバー 2 の資料、
0:21:56	表紙の右上の資料番号が 96. の 1-003 括弧比較表。
0:22:02	の方で、6 オクムラ号機の際の箇所を中心に、説明させていただきます。
0:22:09	と、まず、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:12	資料右下の通し番号の 2 ページ、なりますが、
0:22:17	こちら差異の理由と、
0:22:22	理由を集約して表示しております、層位ナンバーということで 1 件振ってございます。こちらの当初の構成の差異ということで添付書類の番号の違いということで、以降複数該当いたしますので、
0:22:35	再表示となった場合はこちらのそういうナンバー 01 と表示することで紙面上の記載を簡略化してございますので、
0:22:43	5、こちらの差異については記載、説明割愛とさせていただきますので、
0:22:47	ご承知おきのほどお願いいたします。
0:22:51	次の最箇所となりますのが、
0:22:55	右下通しページ番号の 5 ページですね、ページご覧いただきまして、
0:23:01	こちらの方改正に伴う表現上の差異ということで振ってございます。
0:23:08	先日の基本設計方針、10 月 11 日に
0:23:13	審査いただいたものになりますがこちらのヒアリングの際にご説明させていただきましたが、工事計画を設計及び工事計画に更新したということに伴う差異となります。
0:23:27	根井。
0:23:29	あと、同様に
0:23:33	ページ少し飛んで申し訳ないですが、右下 15 ページですね。
0:23:38	15 ページの方、開いていただきますとこちらにも、同じ法改正等の表現上の差異ということで、表示しております。
0:23:48	はい。
0:23:56	続きまして、
0:23:58	同じ通し番号 15 ページになりますが、
0:24:03	こちら、
0:24:05	下の段落の方ですね、注記書きの方で、
0:24:13	航空機の墜落について説明している箇所になるんですけども、こちらの数字の方、言語、
0:24:20	等ですね。
0:24:22	再表示としております。こちらの設計条件の違いによる差異ということで、
0:24:27	衛星出典元情報の反映としておりますが、
0:24:32	今回の 6 号機の設工認の補正申請の断面におきましても、最新のデータを用いまして評価を行いまして、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:41	防護設計の要否を判断する基準を超えてないことを、確認しておりますこちら。
0:24:47	技術基準規則第7条の第3項の要求に基づく対応になりますが、
0:24:52	こちらの際、
0:24:54	その評価の際に使用した最新の出典元情報を反映したことによるものとなります。
0:25:04	でここで別資料になるんですけども、ちょっと資料飛んで申し訳ないですが、
0:25:09	この説明書に対応する補足説明資料としまして、本日の資料番号の
0:25:19	12番ですね。
0:25:23	12番になるんですが、
0:25:26	表紙の右上の資料番号はKK6補足の019-1回0。
0:25:32	なりますけれども、
0:25:34	こちら表紙1ページ。
0:25:38	よろしいですかね。
0:25:40	少し
0:25:46	資料番号がKK6補足の01910になります。
0:26:06	タイトルが、
0:26:07	発電用原子炉施設に対する、自然現象等による損傷の防止に関する説明書にかかる、
0:26:16	補足説明資料となっております。
0:26:39	よろしいでしょうか。はい。表紙1枚めくっていただきまして、
0:26:43	補足説明資料目次を表示しております。
0:26:48	こちらは4ポツですね、航空機落下確率評価についてということで、
0:26:53	今回の6号機申請にあたって、
0:26:56	使用した資料を添付しております右下通しページ番号42ページをご覧いただけますでしょうか。
0:27:08	はい。
0:27:16	42ページ以降で航空機落下確率評価について、示しております、最新の航空ろ紙の表示と、
0:27:27	右下ページ番号44ページと45ページになりますが、
0:27:32	こちらで最新のデータ、コウクドウしですね、使用した令和5年3月23日改訂版のものを、
0:27:40	添付してございます。
0:27:42	これらを用いて有意な、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:45	結果にですね変更がないということを確認したということをごちらで示しております。
0:27:52	この野瀬補足説明資料全体の話になるんですけども、この4ポツ以外の目次ですね。
0:27:59	小タイトルで1に、1ポツ2ポツサンポⅡまでにつきましては、7号機と、
0:28:05	ほぼ同じ、全く同じ、6、7から6の数字のプラントの名称ですね、の修正等がございますが、
0:28:16	全く内容同じものを添付してございますので、
0:28:19	基本的に詳細の説明、今回省略とさせていただきます。
0:28:25	ご承知おきのほど、
0:28:28	お願いいたします。
0:28:31	はい。
0:28:33	藤。
0:28:36	はい。
0:28:36	続きまして先ほどの比較表の方に、
0:28:39	戻りまして資料番号計右上KK6. の1-03 括弧比較表の資料になります。
0:28:50	右下通しページ番号で18ページ。
0:28:53	ご覧いただけますでしょうか。
0:29:02	あと18ページの下の方になりますが、
0:29:07	こちら6号機の段落、一番最後の段落読み上げますと、
0:29:13	発電所敷地内に設置する危険物タンク等ということで、この等を7号機との差異ということで表示しております。
0:29:22	こちらの段落の内容としましては、
0:29:25	自然現象の説明書、
0:29:28	オオウチアノ、外部火災のパートに関連する項目に該当するところになるんですけども、
0:29:35	こちらの差異につきましては先日の基本設計方針のヒアリングの際にも、簡単に説明させていただきまして、コメント、指摘を受けているところですけども、
0:29:47	差異の理由として、端的に申し上げますと、
0:29:51	7号機から6号機に、評価対象を、移動ですね、ナガタ6を起動するにあたって、
0:29:59	プラント周辺の設備の配置等の違いから、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:04	6 オオキでは評価対象の河西下。
0:30:08	が、増える方向になったということで、
0:30:11	危険物タンク等、
0:30:13	現物タンクから、
0:30:15	現物タンク等に変換
0:30:17	いたしましたということになります。
0:30:20	はい。
0:30:21	こちらの詳細につきまして外部火災の説明書後程進めさせていただきますが、フジイの説明書内に用意してございます図ですとかを用いまして、
0:30:33	説明させていただきたいと思っております。
0:30:37	はい。
0:30:38	こちらの 6-1-1 の 3-1-1。
0:30:43	発電用原子炉施設に対する自然現象等の損傷の防止に関する基本方針の
0:30:49	説明は、
0:30:50	以上、
0:30:51	になりまして
0:30:56	続きまして、
0:30:59	3 週間工程表の資料ナンバー10 ですね。
0:31:04	中の、
0:31:05	へえ。
0:31:08	資料タイトルが先行審査プラントの記載との比較表ということで、
0:31:16	右上資料番号が、
0:31:18	表紙の右上がKK6. の 1-061 括弧比較表の、
0:31:25	資料になるんですけどこちらの説明を続けてさせていただきたいと思いをします。
0:31:46	規制庁の伊藤ですすみません説資料名なんですけど辞表を教えてくださいとだけるとちょっと探しやすいので、すみませんありがとうございました。お願いします。はい。
0:32:00	資料のタイトルが先行審査プラントの記載との比較表括弧A6-1-1-3 の別添 1、
0:32:07	屋外に設置されている重大事故等対象設備の抽出という図書になります。
0:32:35	と資料のボリューム感としてはA4 に 2 枚の資料になります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:52	はい。ご意見、ご用意の方よろしいでしょうか。
0:32:56	ええ。
0:32:57	しいらの図書は自然現象の説明書の別添資料という位置付けで用意しております、タイトルの通り、
0:33:08	屋外に設置されているSA設備の一覧を集約している図書となります。
0:33:14	主な差異箇所としましては、右下ページ番号の2ページですね。
0:33:20	ページの方ご覧いただけますでしょうか。
0:33:28	ちょっと表の方小さくて読みづらい部分あって申し訳ないんですけども、
0:33:34	この資料は、屋外の衛生設備を抽出しましてその結果を、
0:33:40	設備名称の転記、
0:33:43	掲載、転記をして掲載するということを目的としているものです。
0:33:49	設備そのものの設計に触れるっていうことはこの資料内でイトウしておりません。
0:33:55	ここでは6号機と7号機で抽出結果に大きな差がなく、なく、
0:34:01	6号機に少なくとも漏れがないということをご確認いただくということが、重要と考えております。
0:34:08	従いまして、最理由欄ですね、一番細粒な上の方に記載しておりますけれども、
0:34:15	こちらが
0:34:17	グランドルールに基づく名称の反映ということで、
0:34:21	表示しております。
0:34:24	再表示としている、7号機と6号機の列を青、青色の四角の部分ですね。
0:34:32	テキストボックスで四角でくくっておるんですけども、
0:34:35	こちらがすべてですね。
0:34:38	共用の設備名称を記載している部分でして、これが再表示となっております。おります。
0:34:48	はい。
0:34:49	各設備の詳細の審査につきましては隠す説明書の方で実施いただけるものと認識しておりますので、
0:34:59	よろしく願いいたします。
0:35:02	はい。本紙の説明の方、以上とさせていただきます。
0:35:07	次に引き続き竜巻に関する説明に移らしていただき、
0:35:12	ますので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:13	別の担当のマーカの説明をさせていただきます。お願いいたします。
0:35:18	はい。
0:35:32	はいでは一旦ここで
0:35:34	説明は切らせていただいて、質疑の方に、
0:35:39	入りたいと思います。
0:35:42	ちょっと私、カラー、細かい確認だけなんですけど、
0:35:50	航空機落下確率のところ、くろしの話が出てきたと思うんですけどちょっと教えて欲しいんですけど。
0:36:04	これは補足説明資料の方ですかね。
0:36:09	ええ。
0:36:10	補足の 019-1 の改 0 の、
0:36:15	補足説明資料ですけども、
0:36:18	そのの、
0:36:20	43 ページ。
0:36:23	44 ページ 45 ページで、
0:36:27	ここで有意な変更が、
0:36:32	いよいよ判断する基準を超えるような変更がないっていうのは、
0:36:38	航空機落下確率を算出する上で考慮している。
0:36:45	この空路、
0:36:48	それが別に
0:36:51	43 ページで、
0:36:53	許可で考慮していた。
0:36:56	空路から追加になった。
0:36:58	るようなものがなかったとそういったことを説明してるんですかね、これを。
0:37:05	はい、東京電力稲見です。
0:37:08	こちらで申し上げますのは、
0:37:12	まず航空ろ紙の方で小コウ黒Cを読み込む目的としましては空路、
0:37:18	発電所周辺に存在する航空炉の存在を確認するというものが目的となります。
0:37:25	で、該当する航空炉通しページ右下 44 ページで申し上げますと、
0:37:32	Y305 ですとか Y31。
0:37:36	などが表示しておりますが、
0:37:39	これらのデータをですね、右下のページ番号 47 ページ、こちらの設置許可の抜粋を主に示している箇所になるんですけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:51	表にですね、
0:37:53	このような形で、各航空炉に対して確立、
0:37:59	算出しまして、
0:38:03	これを合算して、結果影響ないかという計算をするんですけども、
0:38:07	へえ。
0:38:08	この、最終的に有意な変更がないということを確認してっていうことを申し上げているのは、すべての計算結果ですねこれは最新データをもとに、
0:38:19	へえ。
0:38:20	算出した落下確率の値が、
0:38:24	設置、
0:38:26	許可の
0:38:29	申請した値に対して有意な変更がない、ない、かつ、防護設計の要否を判断する基準を超えるようなことがないということ、
0:38:39	確認したということを示しているものと認識しております。
0:38:48	規制庁の伊藤です。そうすると、
0:38:52	今おっしゃったこの 47 ページの田井っていうのは、
0:38:58	これは許可のときの、
0:39:01	あれですかね。
0:39:03	こちら許可のものを表示しているものとなります。今回計算した値っていうのはどこになるんですか。
0:39:12	有意な変更がなかったとする比較しているやつです。
0:39:18	はい。東京電力稲見です。
0:39:20	これまでの補足説明資料の構成上が、その最新の評価内容を表示しているという構成となっておりますので、
0:39:31	ここでは結果だけを述べているものとなります。ただ外部火災の方の補足説明資料の中で、航空機落下確率を用いて、熱影響評価を行うという。
0:39:43	項目、要求がありますので、そちらの補足説明資料の中で最新の確率の計算をしているというものをつけてございます。
0:39:53	規制庁の伊東です。構成はわかりましたそれって、
0:39:59	この補足説明資料の中で外部火災の、
0:40:03	その結果を読み込んでることって、読めますかね。
0:40:11	はい東京イノウエです。補足説明資料の読み込み関係は、今現時点記載していない状態となります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:23	それわあ、
0:40:26	記載しておかなくて大丈夫なんですかねその日、何をもってこう判断したのかが、今のこの補足説明資料単体では、
0:40:34	わからない状態になってると思うんですけど。
0:40:38	そうですね
0:40:40	技術基準の上の要求としましては、
0:40:47	いいですか。
0:40:49	東京電力の三嶋です。まず 42 ページちょっと、4 ポツ 1 をちょっと読ませていただきますね。
0:40:56	まず、衛藤河内計画。
0:40:58	認可申請時の心の確認ということをやリなさいということがあります。
0:41:03	このときには、柏崎の発電所の航空機の落下確率の評価において考慮すべき航空炉について、
0:41:10	設置許可添 6 と変更がないのっていうところを、ちゃんと確認しておきなさいということがまずあります。はい。
0:41:17	で、まずはそこで 43 ページのテンロク。
0:41:22	BP、当時のですね、値、航空とと。
0:41:26	44 ページ。
0:41:28	これが最新の、令和 5 年の 3 月、
0:41:31	というところで、まずは
0:41:33	衛藤。
0:41:35	4 行目辺りですかね、ゴコウ設計の要否を判断する基準を超えてるような変更がないことを、ここで確認してもらう。
0:41:44	続きましてその他のデータについてというところで、4 ポツ 2 のところで、衛藤。
0:41:51	羽田。
0:41:52	発電所の航空機落下確率評価で使用される最近の 20 年間の、
0:41:57	データですね。
0:41:58	この最新データにおいて、設置許可へ変更申請時のデータに対して、有意な変更がないことを確認すると。
0:42:06	いうことをやっております。
0:42:09	以上をもちまして、まずはその衛藤防護設計の要否を判断するような基準が、今、超えてませんっていう結論に、
0:42:17	出したっていうところがまずあります。
0:42:20	衛藤瀬瀬外部火災の航空機落下。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:24	のところって、
0:42:28	そもそも、
0:42:29	インプットのところが、
0:42:35	規制庁さんが提出しているところ。
0:46:13	原子力制庁の小林です。今回今話題になったのは航空機の落下のデータでヤスタの標的面積が、10のマイナス7乗回/dayの面積は変わりませんということのバックデータの話をしていただいたかと思ってます。
0:46:28	最初に黒の話だと航空は変わらないから航路の面積というのは変わりませんとだから、柏崎固有のデータは変わりませんということをおっしゃっていただいたという認識です。
0:46:39	あとは、航空機の落下でいうと久慈、ちょっと私も記憶定かじゃないんですけどちょっとこちらのNRAの方のちょっとデータベースの収集とかがちょっと品質上ちょっとまずいところあってご迷惑をかけた次第でございますけども。
0:46:51	それがまとまって自衛隊機の落下データだとかそういうのが変わったので、それで、それを入れ直してみても、計算してみたら10のマイナス7乗回パネルの面積は変わらないですと。
0:47:02	だからその航空機火災と考えた場合のそのエリアのところから、
0:47:08	どこからの輻射熱っていうその距離、距離的なものは変わらないですということをおっしゃりたいと思ってんですがそういう認識でよろしいですか。
0:47:18	東京デリカ梅津はい。認識相違ございません。
0:47:23	原子力町長の小林です。もうちょっともう一度私の言ったことも踏まえてですねもうちょっと整理して、もう一度説明いただければとしてどこがどう変わったのかという点も、もうちょっときちっと整理して説明していただければと思います。
0:47:36	こちらの方も安全建材みたいなシティって重要なもの75年。
0:47:41	75回パー年の面積は変わらないということを我々の方としても多分、兵庫、
0:47:49	多分確認しているはずなので、多分大丈夫だと思いますけどもう一度整理して説明いただければと思います。私からは以上です。
0:48:07	原子炉規制庁の小林です。今ちょっと
0:48:12	ですね今こういうデータの新しいデータでたまたま規制庁側の話もあったというのと航路の話の確認というのも、求められてということでご説明あったんですけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:23	結構この自然現象のデータって、結構古いのが使ってるのか新しいのを使ってんのわかってなくてですね、多分
0:48:31	10年前の申請時からの数字は変わってないものなのかなと思うんですけども、ただもう10年、保安規定でも書いてあると思うんですけども定期的に新知見があれば、
0:48:43	今のハザードでいいのかどうかっていうのを見直す検討するという、はず保安規定で定められていますけれども、その辺は10年経ちましたけれども、
0:48:53	今のデータでいいかどうか、どう確認されたかどうかっていうことをちょっと確認したいんですけども、お願いします。
0:49:03	東京電機メスはい。
0:49:05	最新評価の内容について説明させていただきたいと思います。
0:49:23	東京電力の三嶋でございます。社内的に今回の猛暑とかもありまして実際高温のところ、
0:49:31	やはり設計の方に反映しなきゃいけないんじゃないかというふうな動きをきちんとしております。ただ、例えば低温のところですね。
0:49:41	とかっていうのはデータがちょっと集まり切れないところもありまして、衛藤、今この設置がテンロクとか、
0:49:48	ここに7号の工認で使ってるような設計のところに対して、変更は、
0:49:54	今のところ発生しないという認識でございます。はい。
0:49:57	ただ、それはご説明を、もう1回チェックした状態でご説明させていただければと思います。以上です。原子力庁の小林です。
0:50:06	最新データは多分変わらないことを祈っているんですけども、お願いします。この認定ウノは基本委員会には出ないものなので、特に委員から何か直接言われることないんですけど時々委員会の方で、ある意味が、最近の異常気象だとか豪雨とかって時々くちばしカタオカますので、
0:50:24	何かしら我々も何かちゃんと確認しているっていう姿勢は取らなきゃいけないので、そこは保安規定でも定められていますし、その活動もちゃんと検査じゃないですけども、ちょっとそこをお示ししていた、説明していただきたいなと思います。
0:50:38	よろしく申し上げます。私からは以上です。
0:50:47	はい。規制庁の伊藤です。では続けて、説明の方お願いいたします。
0:50:56	はい。東京電力の友田です。続けて竜巻の説明に入りたいと思います。
0:51:02	今回、説明に用いる資料は三つほどございます。3週間予定表の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:09	ナンバー3の竜巻への配慮に関する説明書、あと4番目の衛藤比較表ですね、あと13番目の江藤、かなり分厚いものになりますけれども、竜巻への配慮に関する説明書に関わる補足説明資料と、
0:51:24	いうところの三つの資料を用いてご説明したいと思います。
0:51:28	と比較表を中心にご説明させていただきたいと思いますが、ちょっと差異のところはですね、いくつか補足説明資料で詳細にご説明したいと思いますので、
0:51:39	比較表とあと補足説明資料ですね補足の019の3階0という資料この二つをですねちょっとお手元にご準備いただければと思います。
0:51:49	まず比較表になりますけれども、まず通しページ2ページ目のところで差異理由の表盗難場合、1からですねNo.6まで、
0:52:00	と記載してございます。
0:52:02	この比較表の中でですね同じような理由で何回も繰り返し登場するということですのでそういうNOという形で、ちょっと繰り返し登場するものは記載の衛藤省略を
0:52:14	図っておりますので必要に応じてこちらの表へのご参照いただければと思います。
0:52:20	では中身に入りますけれども、通しページ3ページ目になります。
0:52:25	こちらは先ほどもございましたが図書構成の差異と、
0:52:29	いうところで、ローマ数字を変えているというところになります。
0:52:33	次の際は少し飛びまして、通しページ15ページ目になります。
0:52:42	こちらがですね記載の適正化というところで、字数に対して日本工業規格を日本産業規格、
0:52:50	今回記載の適正化を図っているものになります。
0:52:56	続きましてこちらまた少し飛びまして通しページ21ページ目をご参照ください。
0:53:05	と21ページ目の上の部分になりますけれども、
0:53:09	前のページから続いておる項目でございますけれども、使用済み燃料貯蔵プールというものを今回計6で追加してございます。こちらは前のページの20ページ目で表、表題項目名としてBポツの損傷する可能性がある開口部付近の外部事象防護対象施設と、
0:53:30	いうところで、開口部が損傷した場合に
0:53:36	仕事ミナミ四つとちょうどトップに

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:38	到達するということで、こちらは6号機と7号機とデータプラント固有条件の差異ということで、建屋開口部1の差異というふうに記載してございます。
0:53:49	こちらはですねと補足説明資料になりますけれども、
0:53:53	通しページ83ページ目になります。
0:54:05	こちらがですね
0:54:08	原子炉建屋における開口部の位置図を示したものでございますけれども、83ページ目の、ちょっとマスキングがかかっている範囲でございまして、
0:54:18	真ん中左の絵と赤色の部分でですね竜巻防護扉というところを記載してございます。こちらがですね
0:54:27	原子炉建屋オペフローの絵とギャラリー室に入る部分の扉でございまして、7号機で言えばですね
0:54:36	このような場所が構造上なかったところであるんですけども、
0:54:41	6号機についてはこの赤色の扉の左側に
0:54:46	窓がついておりまして、ところの窓、衛藤とあと赤色の扉、あとその内側のところでギャラリー室の扉と衛藤窓というところを飛来物が通過した場合に使用済み燃料貯蔵プールに到達すると。
0:55:01	というようなところがございまして、こちらの6号機の説明書の方に使用済み燃料貯蔵プールというものを記載してございます。
0:55:11	比較表の方へと戻りまして、
0:55:15	と同じ、通しページ21ページ目の下の部分でございまして、3.3コウノ、江藤防護対策施設のところになります。
0:55:24	あとこちらの建屋開口部の竜巻防護ネットというものがございまして、こちらの、
0:55:31	プラント固有条件の差異ということで防護対策施設の構造上の差異というふうに記載してございます。端的に申しますと、7号機断面ではですね建屋開口部に付ける竜巻防護ネットを構成する
0:55:47	設備として防護ネットとあとそれを支えるフレームの学校ですね、こちらで構成していたんですけども、6号機についてはそれにプラスアルファして一部ですね防護鋼板を含むと。
0:56:00	というような記載をしてございます。こちらもですねちょっとわかりやすい絵としましては補足説明資料のですね通しページ101ページ目、
0:56:09	をご参照いただければと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:20	こちら 101 ページ名のところ、こちらもすいませんちょっとマスキング箇所ではございますけれども、竜巻防護ネットのうちブローアートパネル部の竜巻防護ネットの構造図を示したものでございます。
0:56:35	藤フラットパネルのところですね一部、竜巻防護ネットプラス防護鋼板を、左下の絵で言うところの図の中の左端の方ですね、こちらのAと防護鋼板を一部用いていると。
0:56:50	というようなものになります。
0:56:52	衛藤竜巻防護ネットで防護鋼板を用いているものについては、衛藤ブラウとパネル部の4ヶ所、
0:57:00	のみになりまして、こちらの同じページの上の方の文章にも記載しておりますけれども、
0:57:06	構成部品としてはネットワイヤーロープシャックル接続用治具の防護ネット及び加工で構成すると。
0:57:14	いうところの後のなお書きで、ブローアウトパネル部に設置する防護ネットには防護鋼板も用いると。
0:57:20	というような記載をしております、これを踏まえて説明書の方には一部防護工を含むという記載をしているところでございます。
0:57:30	またすいませんと比較表の方に戻りますけれども、続けて通しページ23ページ目になります。
0:57:41	こちらが
0:57:44	外部事象防護対象施設に波及的影響を及ぼす可能性がある施設というところでAポツとBポツ等ございますけれども、こちらの5号機タービン建屋、あと5号機主排気塔と、
0:57:56	いうところでこちらもプラント固有条件の差異というところになります。
0:58:00	いずれも施設配置の差異というところで7号機を中心にしてみ見た時と、あと6号機を中心にしてみた時に施設の抽出結果が異なると。
0:58:11	いうところになります。
0:58:13	こちらですすね補足説明資料の方にちょっと図を準備しておるんですけども、補足説明資料の通しページ74ページ目をご覧ください。
0:58:29	74ページ目の上半分、図の3-3というところで機能的、あと機械的というところの及ぼす可能性がある施設を中心にまとめてございますけれども、
0:58:43	こちら赤色の外部事象防護対象施設に対して衛藤周辺に
0:58:49	存在するもので波及的影響及ぼす可能性がある施設というものを青色でマーキングしているというところになります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:57	と、
0:58:58	このような形ですね 6 号機の施設を中心にした場合の、周辺の施設のレイアウト配置が異なるというところで衛藤波及的影響の及ぼす可能性がある施設の抽出結果が異なるというところで、比較表上載にしているところがございます。
0:59:18	と比較表の方、正答すいません戻りましてええと、続けて通しページ 24 ページ目になります。
0:59:28	24 ページ目の真ん中下の江藤ポツの外部事象防護対象施設の屋外の附属設備というところで、一部、6 号機と 7 号機とで差異がございます。衛藤。具体的には燃料油ドレンタンクと、
0:59:42	いうミスト管の一部の設備名称になりますけれども、こちらの施設名称のサイト、
0:59:48	いうところになりますとこちらのプラントメーカーさんが東芝日立というところで異なるというところから、設備名称の差があるものですが、
0:59:58	構成する設備そのものの系統については違いはないというところで名称の差異のみになります。
1:00:07	続きまして同じページの絵と、その次のところですね一番下のところで二次的影響を持つ可能性がある施設と、
1:00:15	いうところでこちらの 6 号機 7 号機というところで申請号機の違いによる差異と、
1:00:20	いうふうにしております。
1:00:23	あと、次のページに通しページ 25 ページ目もですねこちらの
1:00:29	火災用考慮する施設のところで 5 キーのところを採用を記載しておりますけれども、こちらも同様にプラント固有条件の差異で申請号機の違いによる差異と、
1:00:39	いうところと同じ理由になってございます。
1:00:44	続けて少し飛びまして通しページ 31 ページ目になります。
1:00:53	こちらですね図 4-1 で、ちょっと小さくて大変恐縮なんですけれども、7 号機については計 7 から半径 800 メートルの範囲と。
1:01:05	いうところで引いてございますが、こちらの 6 号機を中心にした円に修正しているというところのみの差になってございます。
1:01:15	続けてと次のページ通しページ 32 ページになります。
1:01:20	こちら表 4-3 の一番下の部分になりますけれども、こちらの屋外の重大事故等対象設備のうち固縛を必要とする固縛対象設備一覧と、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:31	いうものをつけてございますが、こちら、江藤第1ガスタービン発電機車、請求者について
1:01:39	6号機と7号機とで対象が異なるというところになってございます。
1:01:43	こちらプラント固有条件の差異というところで右側の比較結果にも記載しておりますが、施設配置による固縛対象設備のサイト、
1:01:52	いうところで第一次提示者についてはですね6号機影響を及ぼさない範囲となっていると。
1:01:58	いうところで再任してございます。こちら補足の方で図を用意しておりますまして通しページ194ページをご覧ください。
1:02:12	通しページ194ページ目にですね、各屋外SA設備、
1:02:19	が飛散した場合の
1:02:21	影響範囲を図示してございます。
1:02:25	194ページですね左側に第1ガスタービン発電機というところでこちらの
1:02:33	配置場所から飛散した場合、76メートル飛散するというところの範囲の中にですね6号機については届かない範囲と。
1:02:43	いうことから、今回こちらについては6号機としては対象から外れるというようなところになってございます。
1:02:54	はい。比較表の方、すいません戻りまして、通しページ46ページ目。
1:02:59	をご覧ください。
1:03:07	こちら46ページ目ですけれどもこちらの設工認申請号機の違いによる差異と、
1:03:13	いうふうに記載してございますが、中央制御室、
1:03:17	について括弧書きで7号機設備六、七号機共用と。
1:03:21	いうふうな記載を追加してございます。
1:03:24	あとですね黄色マーカ一部をつけてございますが、左下の凡例の通りですねちょっと申請時から修正させていただいているというところでございます。もともとはですねこの共用の後に7号機に設置と、
1:03:38	いう記載をしておったんですが、こちらの記載を削除して適正化を図っているというところになります。
1:03:48	続けて通しページ52ページをご参照ください。
1:03:56	こちら、52ページですけれども、
1:03:59	こちら先ほど少し申しました竜巻防護ネットにですね一部、防護鋼板が入ると、いうことから、防護鋼板に対するヘッド性の目標を記載しているところになります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:11	こちらの内容はですね他の江藤構成フードですとかそういったものの防護鋼板っていう、同様な記載が出てくるんですけども、
1:04:22	それらの記載と全く同様のものになってございます。
1:04:31	はい。続けて通しページ 60、60 ページをご参照ください。
1:04:42	こちら 60 ページ目ですがこちら先ほどと同様にですね 5 号機タービン建屋というものが 6 号機で入ることにより記載を追加してございます。
1:04:53	こちらはですね内容については一つ前のパラグラフで登場するサービス建屋と同様のものというふうな形になっております。
1:05:03	あと説明書についてはですね主な差異は以上になります。ここでですねちょっと説明書につけている解析コードの説明をしたいと思っておりますので、資料はですね No. 3 の説明書の方に移りたいと思います。
1:05:25	あと、
1:05:28	ナンバー 3 の添 1-005 回 0 ということで竜巻への配慮に関する説明書の
1:05:36	衛藤ナカで通しページを振ってございますけれどもこちら通しページ 57 ページをご参照いただければと思います。
1:05:46	こちらは竜巻説明書の別紙 1 ということで計算機プログラム解析コードの概要をつけてございますが、内容は、Tボスというものになってございます。
1:05:58	通しページ 59 ページ目。
1:06:01	あと 60 ページ目のところでですねちょっと一部黄色マーカーをつけておるんですけども、ちょっと申請時からですねちょっとこの 6-1-1 の 3-3-2 の施設、
1:06:12	竜巻の影響を考慮するということですけどもこちらの竜巻へのというふうな記載をしてございまして、ちょっと添付書類名称がちょっと異なっていたというところで今回修正を、
1:06:25	行って記載の適正化を図っていると。
1:06:27	いうものになります。
1:06:29	こちらトンボズーの江藤内容に関しましては 7 号キーデータ申請したものと、衛藤内容に関しては全く同様のものになっております。あと使用したバージョンも同じバージョンと、
1:06:41	いうところですのでこちらに関しては特段と差異はございません。
1:06:47	はい。竜巻については以上となります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:54	はい。規制庁の伊藤です。では、質疑の方に入っていきたいと思いません。
1:07:01	私から、
1:07:04	ちょっと細かい確認とかのための確認も含めてなんですけど、
1:07:18	ですね、比較表でいうと、
1:07:25	23 ページ。
1:07:29	なんですけど、
1:07:33	先ほど補足説明資料の、ちょっとペイジーを、
1:07:39	を使って説明があったと思うんですけど、これで7号の主排気塔は、ここに入ってこない。
1:07:48	という理解でいいんですかねそのコントロールウタ提案。
1:07:52	のところには影響を及ぼさない範囲に立っていると、そう理解すればいいんですか。
1:07:58	はい。東京電力の友田です。その通りでして7号機の収益等、リアクタービルの屋上にございますけれどもこちら東海、
1:08:07	したとしてもコントロール建屋には届かない範囲というところを確認してございますので登録オオキとしては対象から外れるというところになってございます。
1:08:20	はい規制庁イトウですわかりました。
1:08:23	7号の申請の時は、
1:08:26	その原子炉建屋とかにコントロール建屋ではなくて、
1:08:31	その他の防護対象となっている。
1:08:35	建屋に影響を及ぼすということで、
1:08:39	後半で何か灯火した場合の影響みたいな、そういう話の58ページですか。
1:08:47	58 ページで、
1:08:51	この外部事象防護対象施設に波及的影響を及ぼす可能性がある施設に、
1:08:56	7号の主排気塔が7号の申請時に出てきているのは、これはコントロール建屋ではない、別のものに対して、そういう理解でいいんですかね。
1:09:09	その通りでございます。はい。7号機排気塔については、近傍というか
1:09:16	直上にあります原子炉建屋、あとタービン建屋ですねこちらを対象にしたものでコントロール建屋は対象外と。
1:09:25	いうところでございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:27	はい、わかりました。
1:09:29	ちなみにこれって、
1:09:32	今のページの 58 ページで、7 号の時もそうなんですけど、6 号でも、
1:09:38	6 号の都市廃棄等が入ってきてるのは、
1:09:44	実際これ自体外部実証保護対象施設だとは思いますが、竜巻で壊れますというそういう、
1:09:56	マースす。
1:09:58	で、
1:09:59	想定でここに入ってきているということでもいいんですか。
1:10:04	ありがとうございます。その通りです。先ほどの通しページ 23 ページでは Head です。
1:10:12	外部事象防護対象施設である当間申請号機の主排気塔については挙げていないところでございます。
1:10:21	です。ええと、少々お待ちください。
1:10:33	お待たせしました。通しページ、右下 37 ページをご覧くださいと思います。
1:10:43	こちら、衛藤。
1:10:45	植野 Head のところに書いてあります 6-1-1 の 3-3-3 の施設の設計方針という資料になります。先ほど見ていただいた前段のところはですね。
1:10:57	6-1-1 の 3-3-2 というところで施設の抽出というところでございます。
1:11:03	こちらの 3 番目のですね、今見ていただいている 37 ページ目のところの、衛藤、一番下の部分ですね、主排気塔についてはと。
1:11:13	いうところを記載してございますけれども、少し、
1:11:20	少し上のところですね。すみませんと真ん中。
1:11:23	のところの防護対策施設についてはというパラグラフの、2 段落目にまたというところがありますけれども、
1:11:30	屋外の外部事象防護対象施設のうち、設計飛来物に対して貫通により、
1:11:36	放射性物質の閉じ込め機能放射線の遮へい及び排出低減機能並びに放射性物質
1:11:43	放出の防止機能を喪失する可能性がある主排気塔、あと非常用ガス処理系配管については、運転管理等の運用上の措置により速やかに機能復帰する運用とすると。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:54	いうところをしております、盗取廃棄等についてはですね、一番下のところの、あ、ごめんなさいその次のですねお書きで主排気塔は、倒壊により他の外部事象を対象施設に機械的な波及的影響及ぼす可能性があるかと。
1:12:09	ということから、風圧力を考慮すると、
1:12:12	いうところで、江藤佐伯等についてはということ。一番下の記載でですね3.4 項の外部事象防護対象について波及的影響する可能性が施設に記載すると。
1:12:24	いうところでええと、このタイミングで主排気塔については外部事象防護対象施設としては補修というような形で、運転管理を行うもの、機械的な波及影響がありますので
1:12:38	3.4 コウの方に飛ばすというような記載をしているというそういった資料構成になってございます。
1:12:45	はい、わかりました資料上の位置付け等もここで説明がされているということで理解しました。ちなみにこれで
1:12:54	竜巻で損傷したとしても、
1:13:02	当間速やかに復旧するってということなんですけどもその復旧するまで、
1:13:12	9 するまで、
1:13:17	何ですかね被ばく評価上はこれは壊れても問題ないということを確認されてるとそう理解すればいいんですかね。はい。東京電力の友田です。
1:13:26	その通りでございます。その評価結果につきましてはですね補足説明資料になりますけれども、
1:13:34	右下通しページ 62 ページのところでもまとめてございます。
1:13:43	こちらの別紙右上に別紙 3 というところで竜巻飛来物への主排気塔損傷時の影響についてと、
1:13:51	いうタイトルでもまとめてございますけれども、外部事象防護対象施設である主排気塔について仮にですね投信に損傷が生じた場合、
1:14:02	補修することというところを記載しておりますけれども、中通常時及びプラント停止時においても、
1:14:09	被ばく影響について問題ないかという結果を示したところでございます。評価条件としましてはですねかなりちょっと保守的なところ持っているところあるんですけれども、プラントが通常運転を 1 年間継続すると。
1:14:23	と仮定し、衛藤、主排気塔の補修に必要な期間としてこちらの

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:29	こちらも暫定ではありませんけれども、貫通に対しては保守的と考えられる、6ヶ月ですね、こちらを想定して、補修完了までの6ヶ月を地上放出とした場合、
1:14:42	あと補修完了した場合の完了後の6ヶ月を高所放出した場合というような仮定をしまして、被ばく評価をしております。
1:14:51	6号機の主排気と衛藤破損時の1年間の累積線量でございますけれども、下の表1にまとめてございます通り約16と。
1:15:02	丹岩見衛藤uSvFIREというところですがこちら目標値の50に対して116というような結果をているところでございます。
1:15:13	はい、規制庁のイトウですわかりました。ありがとうございます。
1:15:17	それと、
1:15:24	法令、
1:15:25	ですねあとこれも念のための、
1:15:28	確認なんですけど、
1:15:33	等、
1:15:37	一応補足説明資料の方の、
1:15:43	119ページ。
1:15:49	なんですけど設計飛来物Ⅱ、これにしますという選定の結果、
1:15:56	が書かれていて、この結果として経路くう設工認の竜巻防護設計についてはってことで一番最後の方に、その足場パイプ及び、
1:16:07	構成足場。
1:16:09	本、イトウ、
1:16:10	が、選ばれているわけなんですけどこれって形ならと同じという理解でいいですか。はい。東京電力の友田です。その通りでございます系等、同様になります。
1:16:23	はい。規制庁のイトウですわかりました。ありがとうございます。私からは以上です。
1:16:47	規制庁の伊藤です。あとちょっと追加でちょっと説明があればおアノして欲しいんですけど。
1:16:57	比較比較表で言えば、
1:17:04	と、
1:17:10	21ページで出てくる、この防護対策施設。
1:17:15	これいろいろ挙げられてるんですけど、
1:17:18	一部では、
1:17:21	懸案等、ちょっと設計が違いますよってというようなこともあって、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:27	先ほど来防護
1:17:30	項番、
1:17:31	をつけているものもありますという話があったんですけどそれ以外に、県の荒戸嵯峨でているような構造のものってないんですかねその名称は変わらないけど構造がちょっと違いますよみたいなものはないですか。
1:17:45	衛藤東京電力の友田です。
1:17:49	えっとですね、細かいところでいきますと、構成するフレームをつけて周りに板を張るみたいな、防護鋼板の構造というものは変わりはないんですけど、
1:18:01	防護する対象の形状によってその周りのフレーム材とか、鋼材の配置が壁つきなのか床付なのかとか、
1:18:11	地上を走っている例えば
1:18:13	非常用DGの燃料移送配管がどう走ってるかによってちょっと大きさが変わるとかですね、ちょっとそういうような、ちょっと細かい絵と違いはあるんですけど、根本的に構造ががらりと変わりますみたいなものはないと。
1:18:29	というようなところでございます。
1:18:31	規制庁の伊藤です。わかりました。ちなみに、先ほど、
1:18:36	補足説明資料で、101 ページ。
1:18:42	今回
1:18:43	ちょっと構造違いますっていう話があった。
1:18:47	竜巻防護ネットなんですけど、
1:18:50	これって、この防護鋼板をつけないといけなかった。
1:18:55	これをつけることになったその経緯というかその辺で、何なんですかね。
1:19:01	はい。東京電力の友田です。こちらはですね具体的にはちょっとこの101 ページの上の側面図を見ていただくと、少し、
1:19:12	わかりやすいかもしれないんですが、断面上へとブローアートパネル等竜巻防護ネットの間にですね、
1:19:22	若干の人が入るブローアートパネル本体のメンテナンススペースっていうところが、少しところにあるんですけど、竜巻防護ネットだけだと、簡単に人が出入りができないと。
1:19:35	ということがありまして、下の正面図でいくところの左側に防護鋼板って書かれているんですが、こちらの絵と左側から人がアクセスできる衛藤。
1:19:46	ような 8 号をですねえと。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:49	この竜巻防護ネットはちょっと縁が切れてはいるんですけども梯子でこの場所に上ってきて防護後半のところからですね人が出入りできるような空間が設けているようなところがございます。
1:20:01	そのためですね防護鋼板というものが6号機がついているというものになります。7号機につきましては、もともとですねこの上の側面図でいうこの建屋躯体の形状が根本的に違うと。
1:20:16	というようなところでして、竜巻防護ネット自体は壁から足を出して
1:20:22	駄目と側面図で言う、この字型に逆コの字型になっている形状は変わらないんですけども、周囲にですね躯体が埋め込まれているか、床の躯体がなくてですね、
1:20:35	出っ張りが無いと言ったらいいんでしょうかね7号機についてはここがフラップフラットなものですから、スペースがもともと少し空いているというところで人が、アクセスが容易にできる隙間があるのに対して6号機はないと。
1:20:48	というようなところでちょっとそういうようなところで構造の差異があるといったところになります。
1:21:04	はい。規制庁の伊藤です。はい。何となくわかったんですけど。
1:21:10	ちょっと、
1:21:11	その人が出入りする、そのアクセスするルートみたいなのがあんまりイメージできなかったんですけどこの防護後半、
1:21:20	の、
1:21:21	今の、今この正面図で言えば、防護鋼板の左、
1:21:25	から、
1:21:26	は入れるってことなんすか、すみませんちょっとわかんなかったんでもう一度教えてもらえますか。はい。東京電力の玉田です。この防護工は、左側にですね
1:21:36	躯体建屋躯体を示す黒いカミヤ三野。
1:21:40	色がない場所がございます。こちらはですね側面が空いている形状になっております。
1:21:46	ですのでこの吐出した建屋躯体分の張り出しが左側ないものですから、こちらについては人が
1:21:57	左から右にですね、衛藤は入れるような構造になっていると、というような箇所になってございます。
1:22:03	はい規制庁のイトウSわかりました。
1:22:06	ちなみにこの今指している防護鋼板の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:10	下の部分っていうのはこれ空いているんですかね。
1:22:15	上だけにこれ、防護鋼板がついてるんですか。
1:22:19	東京電力の友田です。こちらの半割になっておりますが、上も下もですね竜巻防護鋼板がついているものになってございます。
1:22:29	規制庁のイトウですわかりました。ありがとうございます。
1:22:35	原子力規制庁の小林です。今の
1:22:38	伊東の質問と同じについて、建屋開口部につき、ついてたんですがもうすでにあれなんですかねこのネットとか、防護鋼板というのはもう設置済みのものなんですか。
1:22:52	東京電力の当間です。6基については現場設置済みになります。
1:22:56	原子炉規制庁の小林です。
1:22:59	今度現地調査行くと思うんですけども、そこで、これって見学というか見ることができますかね。
1:23:09	見て、
1:23:10	ました。
1:23:21	衛藤。
1:23:22	7号の方はもうこういう場所が、7号の方はそのブローアウトパネルのところ、
1:23:28	黒っていうんですかね、何、ぶらぶらじゃねえや、7号のところにはこういう、何ていうか、建屋の開口部っていうのは本当はないというか、
1:23:37	ないんですよ。そうですね7号機のブローアウトパネルを防護する竜巻防護ネットについてはですね。
1:23:46	この周囲にその建屋躯体としての張り出しがない。
1:23:51	壁がフラットなところに対して足が突き出たような、江藤側面図でこの次の形状がついているので、衛藤。
1:24:00	左右とかとか方のところが隙間があいている形状になっていると、いうようなところで、
1:24:06	そういった違いがあるということになります。
1:24:11	原子力規制庁コバヤシアノ、多分竜巻他防護に対してこれぐらいしか違いがなくて何で7号と6号で違うんだって、上の人に聞かれる可能性もあるので、ちょっと6号と7号のちょっと違いがわかるようなちょっと今ゆ
1:24:28	で何でもちょっと私、あんまりそれ説明わからないでちょっとイメージつかなかったの、ちょっとその辺の資料も用意していただければと思いますが、よろしいですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:39	東京電力の友田です。承知しましたちょっと7号機と6号機のところのブラッドパネルのところですね、ちょっと構造がちょっと見える化するような形では、ちょっとご提示したいと思います。
1:24:50	はい、原子力規制庁の小橋です。あと
1:24:54	衛藤。
1:24:55	防護は後半とかあるんですけども、これとかあとネットとかあるんですけどこの竜巻に対する評価というか、それはされてると思うんですけども実際評価方法としては別に何か今回新しいものじゃなくて次、従来から用いられた評価だと思うんですが、
1:25:12	ちょっとその辺も補足説明資料で、
1:25:14	記載してるとこあればちょっとそこを説明していただきたいんですけども。
1:25:19	はい。東京電力の友田です。江藤そうですね評価方法については変わりはありません。
1:25:26	ちょっと具体的な内容については、竜巻の強度計算賞というものがありましてそちらの補足の中でですね登場するものになります。ちょっと今回
1:25:38	準備している資料の中ではですね、
1:25:43	あまりないのかなと、いうふうなところで思っているところですので、
1:25:49	ちょっとまた江藤ベッツのところですかね。
1:25:56	東京電力の三嶋でございます。
1:25:59	まずこの説明書は守るべきものが何かとか、守るべき、まず、飛来物とかですね、そういうところを説明してる説明書になってございます。
1:26:11	強度に関しましては強度に関する方針だとか、ここの
1:26:18	説明書
1:26:19	強度説明書ですね、強度に関する説明書というのがございまして、それは、
1:26:25	1日、
1:26:28	金大真さんが、はい。
1:26:33	金城規制庁のコガ社アラマキ殿で整理するものということでちょっとすいませんナカン確か強度計算書って確かこっちじゃないなっていうのがあったので、わかりました。ただこういう場所があるということだけは認識して、かなりの情報共有だけはしておこうと思います。はい。
1:27:01	規制庁の伊藤です。すいません最後に私から1点だけ、先ほどの防護ネットなんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:07	101 ページですか。
1:27:10	防護ネット。
1:27:12	これ日、
1:27:14	まず正面図で言えば右がわーがネットになっていて、左側が防護後半になってると思うんですけど、
1:27:22	このぼうぼうネットを左にコウぐっと延ばすことはできなかったんですねそれを伸ばしても何かその、
1:27:30	左の
1:27:31	白い部分のこの空白のところからアクセスできるような気もしなくもないんですけど、
1:27:41	実際無理なんですかね。
1:27:43	衛藤東京電力の遠田です。
1:27:46	そうですね。ちょっと確認したいと。
1:27:52	思います。防護ネットをですね単純に延ばした時に確か成立しなかった記憶がありまして、はい。
1:28:14	はい。東京電力三嶋でございます。まずはいい。ワイヤーネットの大きさなり、そのワイヤーのシャックルとかですね、枚数と強度がある程度決まっています、
1:28:27	その内数でなるべく設計するよというところがございます。なので、あまりこう大きくなるとですね併用が多くなったりとかしてですね、ぶつかかったものとかっていうところもありますので、
1:28:39	そういうところの設計の中で、やはりその防犯の方が、整理性があるだろうというところで、形状が変わっているというふうに認識してございます。
1:28:57	はい。規制庁の伊藤です。はい。
1:29:00	理解しましたそういった制約がある中で、防護鋼板を選んだということ
1:29:06	で、
1:29:06	その辺、
1:29:08	なぜこれをつけるに至ったのかみたいなそういったところの詳細ですかね、大瀬、説明資料の方に反映していただければ、もうよりわかりやすいかなと思いますので、よろしくお願ひします。
1:29:20	はい。東京電力の友田です。先ほどの6号と7号の違いのところの資料に合わせて、はいちょっとこちらにも反映するようにします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:30	原子力規制庁、その点はよろしく申し上げます。あと原子炉規制庁の小橋です。ちょっと補足説明資料の 75 ページ以降の建屋開口部の調査結果についてというところでちょっとここを
1:29:40	どう見ていいかちょっとわからなくて何かいっぱいなんか何ヶ所か開口部がいっぱい書いてあって、果たしてこれ全部見なきゃいけないのはこん中からどう選んだのかっていうところをすみませんちょっと私理解してなかったんでちょっと。
1:29:53	これたくさんある開口部と実際考慮しなきゃいけない開口部ってどうセレクトしてきたのかっていうのをちょっと教えていただきたいんですけども。すみません。説明されていたら申し訳ないです。もう一度お願いします。はい。承知しました。東京電力の友田です。
1:30:09	こちら 75 ページ目以降はですね原子炉建屋あとタービン建屋、あとコントロール建屋と廃棄物処理建屋の開口部については、まとめる資料になってございます。
1:30:20	通しページ 78 ページ目をご覧くださいと、ちょっとこちらを例にご説明したいと思います。
1:30:28	あとまずですねこちら衛藤。
1:30:31	加来赤色、ないし青色のところですね右上の凡例に解雇分と、
1:30:37	いうふうな形で防護対策実施箇所等、不要箇所というふうにまとめてございます。
1:30:44	こちらはですね、各建屋のすべての開口高へと赤もしくは対策をしないところは青色のものをつけて明示してございますので、衛藤。
1:30:55	まず記載しているものについてはすべて開口部箇所は、漏れなく記載していると。
1:31:01	というようなものになります。その開口部の後は飛来物が貫通した場合に内側に何かあるのかというところで、対策をするかしないかというところが分かれてくるんですけども、
1:31:13	赤色のですね対策する箇所の内側についてはちょっと水色の外部事象防護対象施設というところで
1:31:22	結構いろんな種類はあるんですが主な代表の機器として記載してございます。
1:31:28	で、青色のところはですね内側に何も無いようなところの開口部になってございますので対策していないというようなところになってます。通しページ 78 ページ上はですね扉しか出てこないんですけども例えば次のページの 79 ページ目で、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:45	須藤こちらは空調系のルーバーになりますがこちらの竜巻防護ネットをつけるですとか、次のページの 80 ページ目ではですね、
1:31:56	竜巻防護ネットにプラスして比較的小さい開口部についてはですね竜巻防護構成風土をつけていると、というようなところでございます。
1:32:06	江藤それ以外にもですね通しページ 85 ページ目になりますけれども、
1:32:14	あと 85 ページ目の緑が緑色で示しているのが建屋内の防護対策実施箇所というところでどうしてもですね開口部で対策ができない箇所っていうところも存在しますので、
1:32:27	そういったものは建屋の内側で個別に対策をしているというようなところで記載してございます。それぞれですね赤色の開口部の対策実施名称として竜巻防護ネットですとか、あと、こちら、
1:32:43	85 ページ目に出てくる換気空調系ダクト防壁ですとか、そういったものがですねちょっと瀬先ほどご説明した説明書上は全箇所、
1:32:54	と同じような名称でくっついていたりとかですね、そういうような形でちょっと集約はしておるんですけれども、衛藤全体の対策箇所としては、この後、衛藤。
1:33:05	資料 3-4
1:33:07	ポツのところですね、こちらの開口部の一覧のところであえてすべてへと表現しているようなところでございます。
1:33:18	原子炉規制庁の小橋です。
1:33:20	あれですね 7 号でも、こういうな例えば 878 ページのようなこういう対策は場所によってはちゃんとしているということで、それで 6 号と 75 歳ということで先ほど言ったブローアウトパネルのところの膀胱平地防護坂劇でしたっけ。
1:33:35	あれ貼ってるのかそれは特徴あそこだけが要するにその防護対策って違うところだからそれを、ブローアウトパネルのところだけ先ほどセト徳田して説明されていたという認識でよろしいんですね。はい。だから 7 号も同じように、
1:33:49	コウオオクマコウセーフードとか防護扉はつけていてってということで別に 6 号 7 号で特別建屋の構成に違いはないということで、
1:33:58	ただブラウとパネル違いと語ってる場所の違いで澤井作業ありますということ認識でよろしいんですね。はい。東京電力の友田千野通りです。ありがとうございました。はい。私からは以上です。
1:34:21	そう。
1:34:23	そうですね

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:34:25	通しページ 83 ページ目の竜巻防護扉と記載しておりますけれども、こちらの
1:34:31	見学者ギャラリー室、竜巻防護扉と、
1:34:35	というような名称で登場しております、こちらは
1:34:39	通す。
1:34:40	6号機で特集といいますか7号機でない設備ではございますけれども、扉形状というようなところでは、
1:34:51	K7で出てくる竜巻防護扉と、と同じようなものになってございます。
1:34:58	原子炉規制庁の小林です。今言った
1:35:02	83ページのところはこれはただ単に炉クボタナゴウタってる場所が違うからそれで765だけ必要だったっていう認識。
1:35:09	はい、東京電力の藤ですその通りでございます。
1:35:30	実際電波いらっしゃるんだけど、もしかしたら
1:35:59	そうですね。
1:36:03	すいません若干の構造上の違いで6号7号の違いがあると83ページコンマ12行、の水、ツジというか、追記していただければと思います。
1:36:14	やっぱ6号7号の値がいいだけしか多分今回注目されるところはないと思うのでそこはちょっと手厚くやっていただければと思います。私からは以上です。はい。東京電力の友田です承知いたしましたちょっと六、七の差異ということで、ブラッドパネルのところ以外もですねちょっと
1:36:31	主要な差異というところを記載させていただきたいと思いますはい。
1:36:37	規制庁の伊藤です。藤では、竜巻は以上ということで、
1:36:45	続いて、
1:36:47	AII火山ですかね、説明の方をお願いいたします。
1:36:55	はい。東京電力の稲見です。火山の説明書の方の説明にさせていただきますと資料の方ですが、
1:37:05	本日の3週間工程表の
1:37:08	ナンバー6ですね。
1:37:11	こちら
1:37:12	先行審査プラントの記載と比較表、6-1-1-3-4 課題への配慮に関する説明書の資料を用いて、67号機、
1:37:23	の差異を中心に説明させていただきます。
1:37:28	はい。
1:37:32	東郷。はい。比較表の説明に移らせていただきます。
1:37:40	A、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:37:41	六、七号機の主な差異箇所としまして右下通しページの、
1:37:47	23 ページ。
1:37:50	23 ページになりますけれども、
1:37:54	こちら、
1:37:56	2 段落目になります、中央制御室、6 号機の列ですね。
1:38:01	共用記載の、
1:38:04	名称を反映しておりますして設工認申請号機の値がうるさいということで表示しております。
1:38:13	越冬
1:38:14	後の制御室になりますので設置場所は、
1:38:18	コンドルタテの中央制御室ということになっております。
1:38:24	と、
1:38:25	カドノ説明書におきましては、
1:38:29	主な差異理由が、こちらの差異箇所がこちらのみとなっております、
1:38:34	1 点、すみません、今の際、
1:38:38	理由の箇所で青文字、下線引っ張っている。
1:38:43	ところなんですけれども、黄色マーカーを一部引かせていただいております。
1:38:48	中学校の比較表の、左下の凡例で示しております通り、申請時から変更箇所ということで、
1:38:57	補正申請の際に、こちらの誤記が、共用の名称ですね、誤記が含まれておりましたので、
1:39:03	今回のヒアリングの資料化に当たりまして修正しまして適正化を図り、提出させていただいているところですので、この黄色マーカーで表示しておりますので、
1:39:14	ご承知おきのほどお願いいたします。
1:39:19	はい。
1:39:20	藤。
1:39:22	説明書本体の主な差異箇所としてはこちらのみになるんですけれども、
1:39:29	タダノ説明書の補足説明資料の方の、
1:39:32	説明を、主な差異箇所についてですね紹介させていただきたいと思っております。
1:39:38	本日の資料ナンバーで、
1:39:42	ナンバー14 番になります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:46	火山への配慮に関する説明書に係る補足説明資料ということで、資料番号がKK6、補足の 019 の 4 階 0 の資料になります。
1:40:00	はい。
1:40:03	こちらの資料におきまして、
1:40:08	ほぼ差異はない状態となっております、
1:40:12	へえ。
1:40:14	二つほど紹介させていただきますと右下通しページ番号 22 ページ。
1:40:21	になります。22 ページの、
1:40:25	へえ。
1:40:26	タイトルがですね(2)原子炉補機冷却海水系ストレナーの狭隘部という項目になりますが、
1:40:33	冒頭 1 行目、フィルターだけ 8 ミリというふうに表示しております。こちら計 7、7 号機の際はプラントメーカーの違い、設計上の違いということで、
1:40:45	フィルターの件 7mm ² だったんですけども、
1:40:50	こちらの、
1:40:51	6 号機において初めてということで、資料の方更新反映させていただいております。
1:41:01	もう 1 点、変更箇所になりますが、
1:41:04	右下、
1:41:05	通しページ番号 48 ページですね。
1:41:09	48 ページになります。
1:41:14	こちらの設計上の違いというわけでもないんですけども図 8-3。
1:41:20	ですね。
1:41:21	重要制御室換気空調系の外気取入口の位置でということで、間宮さんの観点ということで写真の方をちょっと更新させていただいております。
1:41:37	当火山の資料の主な差異箇所について説明させていただきました。
1:41:45	はい。よろしいですか。東京電力の三嶋でございます。今のちょっと補足説明資料で、差異はないんですけども、全体的なところでまず、
1:41:56	5 ページ目の 1 ポツですね、降下火砕物の影響を考慮する施設の選定でございます。
1:42:02	こちらの方は、
1:42:04	7 号機と同じステップを踏みまして、7 ページにある、このようなフローですね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:42:11	を踏みまして、8 ページ 9 ページ以降という形で、施設の選定は 6 号機で 6 号機の設備で行っておりますという話になっております。
1:42:21	なので、評価手法選定のフローとかというのは、全く差異がないんですけども、実際の設備は 6 号機で、
1:42:29	反映してるという状況になりますので、ご承知おきいただければと思います。
1:42:34	はい。
1:42:36	タダノ説明は以上となります。
1:42:39	規制庁の伊藤です。
1:42:43	では、質疑の方に入りたいと思います。
1:42:58	ちゃう。
1:43:00	いや非常に細かいんですけど、
1:43:04	先ほど説明のあった
1:43:07	ストレナーの件。
1:43:09	ですけど、
1:43:14	6 号では八ミリってことで、この、
1:43:18	記載だと、
1:43:20	閉塞くうに関する、
1:43:24	検討されている中で、
1:43:28	経路くうの、その穴の径が 8 ミリなのに対し、何か検討している粒径が 7mm。
1:43:36	以上ってことで、何かちょっと合わないなとは思ったんですけども、僕は別にあれですかね考え方としては、若干保守的に 7 ミリ以上で、
1:43:47	選んで、検討していると、そういう考え方でよろしいんですかね。
1:43:53	はい、東京稲見です。はい
1:43:57	割合の表示につきましては 7 号機と同等の対応は表示しておりまして、考え方としては同様ということで記載させていただいているものとなります。
1:44:11	はい規制庁のイトウです
1:44:14	考え方が同様というか京奈和 7mm だったから 7 ミリ以上で検討していて、
1:44:22	K6 は 8mm だけども、7 ミリ以上で検討することで計 7 よりは若干保守的な検討になっているとこういう理解でいいんですよね。
1:44:32	はい。その理解で間違いございません。はい。規制庁の伊藤です。わかりました。私から以上です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:43	原子力規制庁の小橋です。
1:44:45	そんなに私の方もそんなにして細かい質問しかないんですけど、先ほどからそのメーカーの違いメーカーの違いでちょっとその主アノ債がありますって話があったんですが今回はその、
1:44:57	衛藤さっき言った何でしたっけ、何ページだったっけ、何ページだっけ。
1:45:02	22 か。うん。
1:45:05	22 ページの補機冷却水
1:45:08	海水ストレーナーですね、
1:45:11	そのフィルターの違いとしかおっしゃってなかったんですが他にも幾つか例えばその 21Pの海水ポンプとかです流路狭隘部とか、
1:45:21	そういう話もございますしあとは
1:45:25	25 ページだとDGとかって、ただ、それもそれもしかしたらメーカー違うかもしれないんですが、それも大体あれなんですがこの火山に、
1:45:34	要するにその降下物ですね、その影響に対しては関係するところはメーカーの間で違いはなかったということでよろしいんですか。
1:45:47	はい。東京ドーム井上です。定時につきましては同じメーカーのものとなりますので数値自体はすべて同同じとなります。
1:45:59	はい。東京電力の三嶋です。確かに 25 ページご覧いただきますと確かにそのバグフィルターとか、そのバグフィルターから箕駆まで行くようなところってのは確かに、
1:46:10	プラントの固有の際、やはり配管の引き回しとか、若干ございますが、火山がもし爆発して、降下火砕物があつたとしても、影響がないという結果にははい。
1:46:24	変更はございません。
1:46:28	すいません補機冷却、
1:46:31	この海水ポンプんは同じメーカーのものでいいですよね多分ね、
1:46:38	東京電力の三嶋です。21 ページの方もここはメーカー間の差はございます。はい。
1:46:45	はい。
1:46:47	先生じゃそのメーカー間のサーでそのそれぞれメーカーに合わせた数字をここに、20 ページ載っている、いるということでもいいんですか。
1:46:57	はい。東京電力三島です。はい。その通りなんですけども、その辺がちよつとわかるような形で、ちよつと洗い出しをもう 1 回ちよつとさしていただければと思います。はい。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:47:08	原子力規制庁のホアシです要するにメーカー間の違いのあるところもう一度一覧みたいの作っていただいて、どこの数字が、
1:47:16	違って狭隘部とかその数字が違って想定している粒径とかそういうのには、見ると問題ないですっていうお話が一つあって必要かなと思ってます。あとあとはその中操と換気空調系は共用なのでそれは普通、7号の方でも、
1:47:32	評価済みということで、認識しています。はい。
1:47:37	私からは、とりあえず今、以上ですはい。
1:47:43	東京電力の三嶋でございます。ちょっと補足説明資料の方で、資料を検討させていただきます。はい。
1:48:23	はい、規制庁の伊藤です。
1:48:25	イトウでは、火山については、
1:48:28	以上ということで、
1:48:30	続けて事業者から説明の方をお願いいたします。
1:48:36	東京電機のみです。続きまして外部火災に関する説明の方をさしていただきたいと思います。
1:48:45	資料の方ですが、
1:48:47	本日の資料ナンバーで8になります。
1:48:52	比較表の方で、6-1-1-3-5。
1:48:57	外部火災への配慮に関する説明書
1:49:01	の比較表の方用いて、
1:49:04	67号機の差異を中心に説明させていただきます。
1:49:12	はい。
1:49:15	ページめくっていただきまして通し番号4
1:49:20	ページになります。
1:49:23	こちら中段の方で、
1:49:26	再表示、
1:49:27	危険物タンク等の等の表示をしております。
1:49:32	こちらの段落は、
1:49:35	重畳火災評価。
1:49:37	航空機の墜落による火災と敷地内の火災元の重畳火災評価というものになるんですけども、
1:49:46	こちらの概要について、
1:49:48	説明している箇所となります。
1:49:52	自然現象の先ほどの基本方針の説明書にて申しあげました通り、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:49:59	プラント周辺ですね、6号機7号機周辺の設備の配置。
1:50:04	と落下確率の円の位置関係が異なりますので、
1:50:09	6号機の方では、評価対象となる火災元が増える方向になりましたために、危険物タンク等ということで、
1:50:19	等をつけているというものとなります。
1:50:23	そして資料行ったり来たりちょっと申し訳ないんですけども、
1:50:28	図がありますので、
1:50:31	比較表だと見づらいです。
1:50:37	説明書本体の方の資料をご用意いただけますでしょうか。
1:50:42	本日の資料番号で7番ですね、右上資料番号でKK6. -1-00 ナカイ0で、
1:50:51	6-1-1-3-5。
1:50:54	外部火災の配慮に関する説明書の右下ページ、通し番号52ページになります。
1:51:05	はい。
1:51:08	藤。
1:51:09	チギラ、図2-10を示しているページになるんですけども、
1:51:15	中央4建屋ございまして、今回の重畳評価と呼んでおります。ちょっと小さいんですけど、保護のが書いてあり、
1:51:25	右側二つ、紫色の破線の円で囲っている部分と、あと左中央左下ですかね、三つ目が、
1:51:35	炎の絵が書いている水色の破線の園の中の2ヶ所になるんですけども、
1:51:43	こちらが6号機で検討する必要となって、する必要が出てきました。
1:51:50	重畳評価の2、2ヶ所の
1:51:53	A表示となります。
1:51:58	7号機の状態も、
1:52:00	ちょっと比較表では小さくて見づらいんですけど比較表の通し番号右下51ページの方に、
1:52:08	ございまして、
1:52:11	51ページですね。
1:52:16	7号機の方では、
1:52:18	へえ。
1:52:20	中央から右下の方向になりますけれどもホのメーカー、
1:52:25	書いてあります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:52:29	この緑色の線が、今回の重畳評価の対象としてまず小型軍用航空機の落下位置を示している円になるんですけども、
1:52:40	この5期の時点では、
1:52:42	この今、火がついております。軽油タンク、
1:52:46	ごみが重畳火災の火災元として抽出されておまして、一番最も厳しい、火災減となります。6号機の方は先ほどご覧いただきました通り、
1:52:58	軽油タンク、7号機の軽油タンクになるんですけども、
1:53:02	そちらに加えて、紫色の破線で示していた、河西元ですね、具体的な5号機の変圧器になるんですけども、そちらが対象として増えたという、
1:53:15	実態となっております。
1:53:18	従いまして6号機の方や危険物タンク等というふうに表現を適正化しているという
1:53:25	状態になってまして再表示ということになっております。
1:53:33	藤。
1:53:35	あと少しちょっと
1:53:38	先日の10月11日に実施いただきました基本設計方針のヒアリングの際にコメントいただいた件とこちらの認識しておりますので、
1:53:48	これはちょっと手持ちの今資料で、
1:53:51	持っておるんですけども、コメントリストですね、6号機審査における回答整理表ということで、ナンバー84で、コメントをいただいております。
1:54:03	この等について備考に、差異理由を、
1:54:08	記載しまして適切に見直すことということで指摘を受けております。これに対して、今用意している回答の例としまして、
1:54:17	比較表、今、4ページですね。
1:54:20	こちらの
1:54:22	負債理由欄に記載している内容で、
1:54:25	反映して提出することで考えておりますので、紹介させていただきますと読み上げますと、
1:54:32	プラント固有条件の差異ということで、設備の配置状況が異なることによる、
1:54:38	航空機墜落火災との重畳火災評価で対象とする火災ゲーム抽出結果の違い。
1:54:46	6号機の下における抽出結果は危険物タンクと変圧器であるため、危険物タンク等と記載の号機における抽出結果は、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:54:57	失礼しました。
1:54:58	危険物タンクのみであるため危険物タンクと記載ということで、
1:55:05	差異理由を追記、拡充して掲載しております。
1:55:10	業績報酬の方にもこちらの同様の文章を反映しまして再度提出させていただきますようお願いしておりますので、
1:55:18	ご承知おきいただければと思います。
1:55:20	ちょっと少し脱線してしまいましたが、
1:55:23	こちらの最アノ以降ですね、複数箇所出てきますので、今の詳細の説明については割愛というふうにさせていただきたいと思います。そういうナンバーは②というふうに、
1:55:36	振っているものがこちらの差異理由となります。
1:55:41	はい。続きまして、下の差異箇所になりますが、
1:55:47	7号機と6号機の違いということで
1:55:51	資料の方反映しております。
1:55:58	続きまして投資。
1:56:00	4ページ番号9ページになりますが、
1:56:06	9ページの一番下の青文字の箇所ですね、こちらのJISの名称を、
1:56:14	反映してございます。
1:56:15	はい。23ページも同様の
1:56:18	差異がありますので反映してございます。
1:56:27	続きまして通しページ番号32ページになります。
1:56:38	一段落目ですね。
1:56:40	なお書きの段落になりますけれども、
1:56:43	イセ、青文字下線の箇所で設計条件の違いによる差異というふうに表示しております。
1:56:50	こちら内容としましては、
1:56:52	敷地内の火災への設置状況を反映したことによる差異ということで、7号機の所審査、施設工認の状態からの発電所内、
1:57:03	火災への設置状況が変更になっておりますのでそれを反映した文章にも反映した結果、
1:57:10	となっております。
1:57:12	具体的には、
1:57:14	6号機の方を読み上げますと、
1:57:17	ガスタービン発電設備用燃料タンクが、
1:57:20	増えておりますので、こちら追記という形になっております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:57:27	はい。次の差異箇所になりますけれども、
1:57:32	六、七、
1:57:34	7号機の表示ですね、67号機以外の、
1:57:38	軽油タンクをいう主変圧器についてという段落、
1:57:42	と、6号機か。
1:57:44	6号機以外の軽油タンク及び主変圧器についてはというふうに負債とな っております。
1:57:52	これも結局
1:57:54	差異理由欄に記載しております通り、プラント固有条件の差異、
1:57:59	ということで、
1:58:00	配置状況の違いによる、
1:58:03	評価結果、センター、ごめんなさい火災への選定結果の際に行き着く んですけれども、
1:58:11	6号機の評価対象河西元葛西元ですね、こちらは、
1:58:18	6号機の軽油タンクと主変圧器が最終的に選定されることになります。
1:58:24	一方7号機の評価対象火災元は、
1:58:29	位置関係ですね設備と位置の位置関係から、
1:58:33	6号機と7号機それぞれの所属、それぞれに所属する設備から、選定 されていまして。それでそこら辺の表現をですね、落とし込む際に、
1:58:46	動きの方では67号機以外のということで、
1:58:51	単語で、
1:58:52	説明をしております。代表、葛西下をですね。
1:58:58	説明する上で、この枕詞をつけて表示しております。6号機の方は、す べて6号機の下、所属する葛西元で完結の最終的に選定された葛西 元が、
1:59:14	あります6号機の所属されたものが選定されていますので、
1:59:18	このような文章にしているという、ちょっと細かい文章上の話になります けども、
1:59:25	その際となっております。
1:59:29	次のサイリウム表現上の差異というのがありますけども、こちらもちよ つと細かい編集の都合上って文章の方なんですけれども、
1:59:40	7号機の方の
1:59:42	記載されております頂上量または数量という言葉、
1:59:47	6号機の方では容量という言葉にまとめ表示をしているというところにな ります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:59:55	理由としましては、
1:59:58	6号機の方の要領、2段落目ですね、2段落目読み上げますと、
2:00:06	6号機以外の軽油タンク及び主変圧器については、
2:00:09	危険物の貯蔵量または数量が、
2:00:12	6号機と同施設の容量以下または同等という同等という言葉を使う。
2:00:20	ことにしております、その理由が、
2:00:24	登録のキタノ号機の軽油タンクは容量が同じ遡上量が同じという、設備設計になっております、そこで選定をする上で、
2:00:36	同等という言葉を用いることで、
2:00:41	距離ですね。
2:00:42	距離が最も近い6号機の傘軽油タンクを火災元として熱影響評価の代表として、代表笠井元として抽出するという意味合いで、
2:00:54	文章を構成するために、こちらの表現にしているというところとなります。
2:01:08	はい。
2:01:09	続きまして
2:01:11	次の少し
2:01:13	2段落5の параグラフですけれども、
2:01:17	こちら
2:01:19	動きの方タンクローリ及び計算、4、少量勤務倉庫という表示があるのに対して、
2:01:26	6オギの方ではそれがなくなっているということになっております。
2:01:31	こちら、
2:01:34	失礼しました、敷地内火災元のこの設置状況を、
2:01:38	反映したことによる差異ということで、
2:01:41	現在はですねタンクローリはすべて常時から運用をとっております。
2:01:47	計算用少量危険物倉庫につきましては、廃止届け済み。
2:01:52	になっておりますので、そのような状況を文章の方に反映しているというものとなります。
2:01:58	はい。
2:02:01	次の6と7の数字の更新は
2:02:05	記載の適正化の範疇ということで再表示としております。
2:02:10	通し番号ページ番号33ページに移ります。
2:02:16	7号機の列の。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:02:18	一段落目ですね。
2:02:21	また水素ガストレーラーについてはという段落になりますが、
2:02:25	こちら6号機の方には、
2:02:27	表示しておりません。
2:02:30	理由が、細粒欄になりますけれども、設計条件の違いによる差異ということで、
2:02:36	敷地内の火災圏の設置状況を反映している、反映したことの差異となっております。それからそれら休止届、
2:02:46	をしております物品自体も、現在撤去されているものとなりますので、その管理状況を適切に反映した、適切に反映したというのは
2:02:57	ここに今、掲載をしていないという状態で差異となっております。
2:03:03	はい。
2:03:04	次の段落になりますが、
2:03:07	こちらは
2:03:10	評価対象の葛西元ですね、それを選定した結果を表示しているところになります、選定結果でもですね、
2:03:20	7号、括弧書きで、設備の通り7号機というふうに振っていたのが7号機で、6号機、
2:03:28	では、選定結果を、同様に6号機というふうに振っているものとなります。
2:03:39	続きますページめくっていただきまして34ページ。
2:03:44	通し番号34ページの表の中の青い四角の
2:03:50	表示している差異箇所になりますけれども、
2:03:54	こちらは、
2:03:55	後程詳細、
2:03:58	説明させていただく。
2:04:00	つもりになりますが、評価式温度の評価式ですね、一部登場する順番が文章上ですね変更になっている。
2:04:10	ものがございまして、その式番号繰り上げ等に伴いまして、この表も対応するように、
2:04:17	入れ替えをしているというものとなります。
2:04:21	記号自体はすべて同じものとなります。
2:04:25	はい。
2:04:27	続きまして35ページ、通しページ番号35ページで、
2:04:32	一番上の差異箇所になりますが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:04:36	bポツ、(エ)。
2:04:39	軽油タンクを火災元とする場合という箇所、括弧 6 号機というものを 6 号機の方では、追記してございます。
2:04:48	こちらのK6 の補 6 号機の工認の方ではわかりやすさという観点で、
2:04:54	この葛西元となる設備に対して、
2:04:57	括弧書きで工期番号を振ってあげるように、
2:05:00	したということでちょっと再表示となっております。
2:05:04	理由としましては、軽油タンクにつきましては、守りたい設備ですね、モール側の設備と火災元となる設備両方に金融タンクが、
2:05:14	選定されたり、抽出されたりしておりますのでその混同を避けるために、6 号機の設工認の方では、括弧書きでA号機を
2:05:25	それで表記しているというものとなります。以降同様の差異が登場しますが、こちらの
2:05:32	説明の方は、
2:05:34	詳細割愛いたします。以降同様の理由となります。
2:05:43	通しページ番号 36 ページになります。
2:05:49	こちら真ん中、
2:05:51	ふう報通かっこいいポツ、
2:05:54	ダテアノ評価の場合という項目の中で、
2:05:58	式を読み込む。
2:06:00	対象が、サイトウなっているものとなります。
2:06:05	細粒来読み上げますと、
2:06:08	設計条件の違いによる差異ということで、6 号機の方では、建屋の表面と葛西元との離隔距離を考慮しまして、
2:06:17	より詳細の評価式である閾値を用いて計算する方法をとっております。
2:06:25	敷地不安。
2:06:27	森林火災の項目で、
2:06:30	森林火災評価の建屋表面温度評価ですね。
2:06:34	こちらで用いているものとなります。
2:06:38	そちらを読み込んで算出式として用いるという、
2:06:43	ことにしております。
2:06:46	この式自体はですねすべてアノ 7 号機設工認で採用済みのものとなりますので、
2:06:53	評価手法、
2:06:54	に新規性はないというふうに考えております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:07:00	こちら、
2:07:03	7号機との違いとしてちょっと図を用いて説明させていただきたいんですけども、
2:07:10	へえ。
2:07:13	名所本体の方の、
2:07:17	資料。
2:07:19	ですね、6-1-1-3-5。
2:07:23	外部火災への配慮に関する説明書の本体の方、資料番号右上表紙右上ですねKK6. -1の0ナカイ0の資料になりますけども、
2:07:34	こちらの、
2:07:35	通しページ番号、
2:07:37	123ページ。
2:07:41	あ、失礼しました121ページですね。
2:07:46	121ページに、
2:07:49	へえ。
2:07:50	図二つございまして、
2:07:54	図2-2の方、
2:07:56	ですね。
2:07:57	図2-2の方で、軽油タンクが火災減の場合のそれぞれの外部事象防護対象施設に対する離隔距離を表示しているんですけども、
2:08:06	原子炉タテ主な搬入高が、
2:08:09	軽油タンクの方にちょっと伝播するような形になっておりまして、
2:08:14	こちらが
2:08:15	ちょっとですね、位置関係を考慮しますと、結構温度が厳しい方向になるということを考慮しまして、今回、より詳細な評価式ということで、
2:08:27	敷地の方ですね。
2:08:30	敷地ちょっと手計算では解けないし、式になるんですけども、
2:08:34	こちらを用いて評価するという方法、方法でちょっと変更をかけております。
2:08:45	続きまして、
2:08:50	2段落、
2:08:52	この辺は、
2:08:53	表は日本初のはですね。
2:08:56	こちらの項目の中の式番号の違い。
2:08:59	が、サイトになっておりまして、こちらの直前のアノ式1、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:09:03	の、
2:09:05	ということで、
2:09:07	へえ。
2:09:09	式の繰上等に伴ってちょっとずれてしまいましたので再表示となっている箇所。
2:09:16	となります。
2:09:19	ごめんなさい今説明申し上げたのは、比較表の、
2:09:23	通しページ番号 36 ページですね。
2:09:29	はい。
2:09:31	36 ページの下の、
2:09:33	式番号の差異の箇所になります。
2:09:37	はい。
2:09:38	式番号。
2:09:39	呼び込み先意識番号変更に伴いまして白井夫妻表示としております。
2:09:45	はい。
2:09:48	続きまして、通しページ番号 37 ページですね。
2:09:53	こちらの真ん中カーに、
2:09:55	方にあります括弧Bポツの、
2:10:00	建屋の評価の場合という項目の中で、今度式番号読み込みの差異となっております。
2:10:08	こちらでは、主変圧器を火災減とする場合の建屋の評価ということで、従来通り、竹井さんの台数式ですね。
2:10:17	こちらの式を用いて評価を行うということで、7号機と同様になるんですけども、先ほどの閾値を読み込んだ影響で、ここで初登場ということで、
2:10:28	支給を表示しているということで差異になっているということになります。
2:10:37	1 ページめくっていただきまして、
2:10:39	通しページ番号 38 ページですね。
2:10:41	8 ページで、
2:10:44	こちらが閉
2:10:47	一種、2号こういう絶縁油の種類になるんですけども、7号機と6号機でサイトウなっております。
2:10:55	こちらちょっと、日々、
2:10:58	差異理由欄読み上げますと、記載の適正化ということで、
2:11:02	メーカー資料反映による差異というふうにさせていただきます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:11:08	と変圧器の油になるんですけども、ちょっとメーカーさん、
2:11:13	あとですね過去、収集した際、
2:11:17	2A、A判断した油の種類と、今回ですね改めて、
2:11:23	確度の高いエビデンスを入手したというところで、
2:11:27	へえ。
2:11:28	確認しましたところ、
2:11:30	一種4号絶縁油が妥当だろうということで、更新させていただいているところとなります。
2:11:37	外部火災の評価上どうなのかというところになるんですけども、こちら差異理由欄の方に記載しておりまして、
2:11:45	田谷村の方には、
2:11:48	元素成分に関する規格がないということで、
2:11:51	税影響評価上は物性が愛知とも近い。
2:11:55	重油の値を採用している。
2:11:58	ものとなります。
2:12:00	したがいまして6号機と7号機で評価条件として、評価条件上の差異はないということで、評価結果のほうに影響はないというふうに考えております。
2:12:16	続きまして、以降
2:12:18	火災元の設置状況を集約した表ですとか、
2:12:23	あと敷地内の、
2:12:25	図、配置図ですとかそこら辺の表示がありまして、
2:12:31	変更点がございますので、プラント固有条件の差異ということで表示しております。
2:12:38	次に説明させていただく場所、ページとしましては47ページですね、通し番号47ページの方で、
2:12:51	真ん中。
2:12:52	建屋の評価の場合という。
2:12:54	bポツ(エ)の項目になりますけれども、
2:12:58	こちらは先ほど説明申し上げた通り、評価式建屋の温度評価式の式番号の登場順番が変更になったということを受けまして、
2:13:09	ちょっとアノ2.1.2(3)、
2:13:11	方式を読み込むっていうのが従来の7号機の表示なんですけれども、その場合、ちょっと、
2:13:17	二つ存在。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:13:19	ですね衛藤。
2:13:22	東條順番が変わったことで、複数存在しているということがありましたので6号機の方では、的確に対象の
2:13:30	指揮番号を読み込むという必要が出てきましたので、
2:13:35	式17ということで明確に記載しているということで、記載の適正化の範囲というふうに考えております。
2:13:45	式自体はどちらも同じものを読み込んでいるものですので技術的にも違いはないというふうに考えております。
2:13:56	次ページめくっていただきまして、
2:13:58	通しページ番号48ページですね。
2:14:02	48ページの表2-5、少しちょっと小さいんですけども、
2:14:06	商品に残る中で、
2:14:09	対象の
2:14:11	航空機火災の対象となる。
2:14:14	航空機を表示しております。
2:14:17	こちら時間も経過しているということもありますので設計条件の
2:14:23	違いによる差異ということで、
2:14:25	最新の選定結果を表示しているものとなります。
2:14:30	選定にあたっては、
2:14:31	最初の防衛白書ですとか、参考文献、
2:14:35	を用いまして最も厳しい条件となる航空機を抽出してございまして、
2:14:42	その結果、
2:14:43	もともと7号機の方では小型軍用航空機、A1、1Sというヘリコプターだったんですけども、こちら5号機の方ではUA12の方に更新しているということで再表示となっております。
2:15:00	続きまして2.1.4節の方。
2:15:03	重畳火災の評価項目、
2:15:08	なります。
2:15:10	こちら等の説明は先ほど申し上げた通りで、
2:15:15	へえ。
2:15:16	(1)評価方針の2段落目以降ですね、こちら説明させていただきます。
2:15:22	まず
2:15:24	外部火災の影響を考慮する施設のうちということで、
2:15:28	ちょっと主語を追記している箇所になるんですけども、
2:15:33	こちら、そして差異理由欄を読み上げますと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:15:36	プラント固有条件の差異及び表現上の差異としております。
2:15:41	6号機では、
2:15:43	外部火災の影響を考慮する施設のうち、建屋と主排気塔ですね、合計四つあるんですけども、
2:15:50	建屋と主排気塔と、
2:15:52	軽油タンクと、5番ですね、非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ括弧ババっていうちょっと長いんですけども、5番、
2:16:00	重畳火災元が先ほどの絵を用いて説明させてもらった通りですね。
2:16:06	葛西議員が二つに分岐する形で異なりますので、
2:16:11	主語を分割しまして、
2:16:14	外部火災の影響を考慮する施設の内訳集合保障ですね、と重畳火災元との関係を明確に記載する。
2:16:24	文章構造変更しております。
2:16:27	建屋と主排気塔については、
2:16:30	7号機の軽油タンク2機と軍用航空機、計椎名6名ですねこちら大型の軍用航空機、
2:16:38	軽油タンクと防護盤の評価においては、
2:16:41	5号機の主変圧器と軍用航空機UH2の重畳火災の評価をします。示す。
2:16:49	という、評価方針としております。
2:16:56	これらを表現した結果、このような差異理由ですね下の方まで続くんですけども、
2:17:03	最利債となっております、
2:17:07	文章の骨格自体は読んでいただきますと、多分同じものだというふうにご理解いただけるのかなと思っております。
2:17:16	動きと、構造自体を変えておりませんので、それぞれの主語に対する説明がされている。
2:17:23	かどうか、ご確認いただければと思っております。
2:17:31	続きまして、
2:17:34	通しページ番号49ページですね。
2:17:37	チラーA号機の方でちょっとなお書きで、
2:17:41	5行ほど、
2:17:43	文字表示しているんですけども、
2:17:46	差異理由欄を読み上げますと、
2:17:48	プラント固有条件の差異ということで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:17:51	プラント周辺構築物の配置状況と位置関係の違いというふうにしております。
2:17:57	6号機の建屋への影響は、
2:18:00	刀禰簿記経由タンクに行くと。
2:18:02	軍用航空機、KC-6等の重畳評価最も厳しい条件となるということで、
2:18:07	こちら絵のほうを用いて説明した方が、
2:18:11	適切かと思っておりますので、
2:18:17	説明書本体の方の資料、ちょっと申し訳ないですが参照いただけますでしょうか通しページ番号52ページになります。
2:18:39	12ページですね。
2:18:41	ちょっと今、真ん中で表示している。
2:18:45	青色の四角ですね四つの建屋、
2:18:48	マーキングしているんですけど、
2:18:51	こちらが6号機の建屋群です。ちょっと左側の四角い部分が、7号機の建屋、
2:18:58	になりまして、
2:19:00	当時は7号機の7号機の布設工事の際はですね、合計の評価を当然し示さなければならなかったですので、右上、ちょっと二つほど、5号機の軽油タンクを、
2:19:11	表示しているんですけども、
2:19:14	動きの方ではそれに対して
2:19:17	影響がないということ、6号機のタービン建屋等がある、遮へいされるということで、影響内容ということを示しておりましたそれが、こちらの先ほどの最後行分の説明となります。
2:19:32	6号機では、当然、そのまま、5号機のこの軽油タンクの
2:19:38	熱影響を受けるというふうに、まず、条件を検討するんですけども、
2:19:45	外部火災影響評価ガイドですとか、先ほど評価方針の説明で示しております通り、最も厳しい条件条件を、
2:19:55	抽出した結果、
2:19:57	この
2:19:59	建屋近傍の主変圧器ですね、5号機の主平圧評価が、
2:20:03	厳しいということが、
2:20:05	判明しておりますので、そちら、今資料に表現しておりますので、この7号機に存在していた断り書きが不要ということで
2:20:16	和気の6号機の方では、表示していないというものとなります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:20:21	したがいまして、再表示というふうになっている箇所。
2:20:25	となります。
2:20:28	はい。
2:20:33	続きまして、
2:20:34	ページめくっていただきまして通しページ番号 50 ページになります。
2:20:43	真ん中へ、ポツ(エ)建屋の評価の場合という、
2:20:48	箇所で、
2:20:49	式の引用先を、
2:20:52	表再表示等をしております。
2:20:56	こちらの 7 号機からの際、
2:21:00	ということで、評価式を用いる。
2:21:03	ものをちょっと変更して、
2:21:08	変更してございます。
2:21:11	6 号機の方では、
2:21:14	建屋の表面と葛西元との離隔距離を考慮しまして、
2:21:19	保守的な評価式の方でやる式 17 の方を使用するように、評価上です ね引用するように、
2:21:28	適用しております。もともとはしきい値ですね、を読んでいたんですけれど、6 節購入の方で式 17 を読み込むことで評価方針をちょっと変更して しております。
2:21:41	理由は先ほどの大物搬入コウの件がちょっと絡むんですけれども、こちら の方で、より詳細な評価式を用いる評価を行うということで、
2:21:55	方針を、
2:21:56	変更しているものがありました。ここでは、
2:22:01	全然言葉ちょっと悪いですけど全然厳しくない評価となりますので、
2:22:07	ヨリキびアノ保守的な評価式ということで、式 17 を、
2:22:12	使って、
2:22:14	評価を行うということで、トーンを合わせてですね、評価する。
2:22:19	方針に変更しております。77。
2:22:23	これは通しページ 37 ページですかねそちらに、
2:22:27	記載が、
2:22:29	あるんですけども、
2:22:34	代数し、
2:22:37	代数式ですね、熱伝導方程式から算出した台数式になります。37 ペー ジの方に 6 号機の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:22:47	方の式 17 を掲載しておりますので、
2:22:53	事務次長に応じて確認いただければと思います。
2:23:07	越冬。
2:23:09	マーチャンと外部火災で主な、6 億飛んだら起きて差異となっている箇所の説明は以上となります。
2:23:19	補足説明資料の変更点についてもまた
2:23:24	ちょっとピックアップして、
2:23:26	説明させていただきたいと思います。
2:23:31	規制庁の伊藤です。時間も押しているので、
2:23:36	何かトピック的なものがあれば補足説明資料の方も説明していただいて結構ですけども、特に大きな差がなければそこは結構です。
2:23:45	はい。東京電力三嶋でございます。今ご説明させていただいたやっぱり標的だったりとか、笠井元だったりってところが補足説明資料の方に反映されてると。
2:23:56	いうご理解で構いません。なので今の比較表の方でご説明したものを図で示したりとかっていう形で、補足説明資料を説明させていただきます。
2:24:05	1 となります。
2:24:10	規制庁の伊藤ですでは質疑の方に入りたいと思いますがちょっと時間もあれなんで手短に。はい。
2:24:17	はい。
2:24:21	ちょっとだけ。はい。
2:24:24	江藤ワダ椎野伊藤ですけどもちょっとだけ確認です。
2:24:29	36 ページで比較表の 36 ページですね。
2:24:36	タテヤノ、表面温度の式を閾値のほうにアリマ、変えますという話なんですけども、
2:24:43	これを持ってくる際 2、50 ページ見ていただけるといいのかなと思うんですけどカセKKの 7 号機の方では、
2:24:53	このコンクリート表面熱流束 Q_s のどういう値として入力しますっていうのが書いてあるんですけどもこっちは書いてなくてこっつてその、
2:25:02	設定の仕方ですかQAの設定の仕方の記載って必要ないんですかね。
2:25:12	東京電力ト部です。式 1 の方をご確認いただきたいなと思うんですけども。
2:25:20	ページの方が、
2:25:30	28、28 ページ、通しページ番号 28 ページになります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:25:38	閾値。
2:25:39	ちょっと小さくて申し訳ないんですけども、Largetですねこちら温度になるんですが、
2:25:44	Dの配当N、
2:25:47	多数I1 ですかね、こちらの場合、
2:25:51	場所と時間の上、
2:25:53	偏差を示している式になるんですけども、真ん中ですね分数になっているラムな部分の $2R \Delta x$ というところ。
2:26:02	こちらに Q_s というものが、掛け算でかかっております。この式の中には、輻射強度にあたるラジーEの表示をしていなくてですね。
2:26:14	ですので先ほどの 50 ページに戻りますと、
2:26:20	7 号機の本を読ませていただきます。それぞれの火災元より獲られた輻射強度E。
2:26:26	と、
2:26:27	名称時間、燃焼継続時間Tの合計値を、
2:26:32	コンクリート表面流速 Q_s として敷地に入力しということで、ここ、と、スモール Q_s でここをこの文章上で、
2:26:42	ちょっと置き換えて入力するという方式をとっておりますこちらの、
2:26:47	他電力も同等の説明をこれまでしている箇所となるんですけども、
2:26:52	Eと Q_s ですね両方こちら表示しているという箇所になります。6 号機の方は、和式 17、
2:27:02	ラジーが、
2:27:06	敷地内に含まれておりますので、
2:27:09	ページ番号が、
2:27:11	30 名、通しページバンク 37 ページですね。
2:27:20	規制庁のイトウです。50 ページのところは理解してるんですけども、すまそこで 50 ページの 4K7 の記載の通りに、
2:27:30	36 ページの閾値。
2:27:33	を使う、ここの記載、K6 の記載。
2:27:37	筧長野きサイトウ会ってないんだと思ったので、何でここは書かなくていいんでしたっけっていう質問なんですけど。
2:27:45	結局この 36 ページの閾値を持ってくる際も、QAの設定の仕方って何かを、50 ページの経営 7 の記載と同じような形になるのかなと思ってたんですけど、そこは差があるんですか。
2:28:01	藤です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:28:17	等、
2:28:18	通しページ分 527 ページ。
2:28:23	コウの記号を表示した。
2:28:26	ページをご確認いただきたいんですけども、
2:28:31	と。
2:28:32	最初の、
2:28:33	bポツ(工)ですね、タテアノ評価の場合、
2:28:37	という箇所、一番下の方にQsの定義を示しております。
2:28:44	帝国Qsは、
2:28:48	コンクリート表面流速確保、伝熱速度で、ここでは輻射強度ラジーに相当ということで、ちょっとここでも機械をしているという関係性が、
2:28:58	ございますので、どちらかというと先ほどの、
2:29:02	この 5 期の記載の方ですねこちらを丁寧に書き過ぎているところにはなるのかなというふうに
2:29:12	形としてはなるのかなと思いますが、
2:29:16	規制庁の伊東です 27 ページは森林火災の方の話ですよ。
2:29:22	36 ページでこの閾値を持ってきているこのパターン、この場所では 34 ページの記号の説明が定義になると思うんですけど、
2:29:30	何か認識違いましたっけ。
2:29:34	少々が時代ですか。そうですね。
2:29:39	34 ページでは、
2:29:45	何か特段 3、先ほどの森林火災でのここでは、云々みたいなそういう話はされてなくて、
2:29:57	喜納のような記載が必要なのではないかなと思った次第なんです。東京電力三嶋でございます。そこら辺のその整理の仕方ですね、再度確認して、ご回答させていただきます。
2:30:13	はい。規制庁の伊藤です。わかりました。再度整理の上、記載のほうは検討していただければと思います。
2:30:21	江藤。私からは以上です。
2:30:26	原子力規制庁の小林ですイトウ。
2:30:29	となってるんですけどもこのシキイ 17 と閾値の比較で、
2:30:34	そうしませんちょっとこちらの方の会社でこれ式が書いてあるにも係るちょっと私は、
2:30:39	どうどう保守的なのかご指摘じゃないかがわかってなくてですね、それとその式 17 年期 1 の使い分けについてもしガイドとかでも何か、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:30:48	書いてあったりすればちょっと、
2:30:51	また説明さしていただきたいんですがちょっと私も調べてみたいんですけど、ちょっとこういうふうにし厳しい。
2:30:57	そうですね
2:30:59	その満たす厳しい、もともとのあった形の式で
2:31:04	壁面の許容温度が多分厳しくなったから、式詳細使いますって、まあわかるわからないことはないんですけど、何かこう、保守的な方向付けてるのはそうじゃない方に使うのかってどうしてだっという話も、
2:31:17	そう、ちゃんとその辺もきちっとその式の使い分けの妥当性鉄についてもちゃんと我々把握しなきゃいけないのでちょっと私たちちょっと予習不足でちょっと外で見てなくて申し訳ないんですけどちょっとそこら辺の説明も、
2:31:29	お願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。はい。東京電力三嶋でございます。確かに資金の使い方はですね設置許可7号機の場合はですね設置許可、
2:31:40	のところをそのまま持ってきてたりしております。ただ、やはり位置関係とかで、建屋の表面運動表面での評価の式は変わりますけども表面温度の値っていうのは当然書いておりません。7号機と全く同じ評価。
2:31:55	の、閾値という形でやっておりますので、まずはちょっと説明がうまくできるかどうかちょっとあれですけども何かしらの資料に反映してご説明させていただきたいと思います。
2:32:06	よろしくお願いします。あとすみません
2:32:09	あと30、説明資料このさ3、3連表になっている38ページのところの
2:32:17	殊、全員の種類のところ名前にはこだわってないより、ただし、より正かローズものを入れたって今おっしゃっていたんですがちょっと私の認識不足間違いかもしれないです。
2:32:30	ないんですけど、元素成分の規格がないため元素整備がわかんなかったらどっちに名前書いても同じじゃないかっていう気がしないでもなかったんですけど、それに、それに比べても重要使うことで何かこう、
2:32:42	評価として保守的になるとかっていうかそれを根拠というかそれはあるということ。
2:32:47	どういうことなのかちょっと教えていただきたいんですけど。はい。東京電力三嶋でございます。7号機断面と6号機断面のそのエビデンス数のところですね、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:32:58	カシワギのサイトから各メーカーの方に問い合わせておりましたといったときに、7号機断面時は2号系、2号固有だと言われたのがですね、
2:33:09	6オギ駄目だ、実際ノロ4号の是正いうだと。
2:33:13	その差は何なんだって言った時にですね今日も倉の方でも考えたんですけども、そもそも評価すべき、まず燃えるものとして評価すべき時に、
2:33:23	ここには元素成分に関する規格がないと確かにちょっと記載していましたが、不確かさがあって評価すべき中で一番燃えやすい中でしょうと。
2:33:35	ということで重油という形で評価の値は入れております。は下限としては、
2:33:41	なので、その部分が重油を超えることはないので、4号だろうが、2号だろうが、問題はないでしょうっていうのをここにちょっと書きたかったというところではございますはい。
2:33:51	原子力社長の小橋ですおっしゃってることはわかるんですがただ、私実演言うと河西磯油がどうエネルギーが動いた時にもエネルギーがあるかどうかよくわかってないので、要すに一般的にその重油を使うとその絶縁ゆ
2:34:06	っていうものに比べてはるかに大きいんだっていうことを、何かしらやっぱり説明いただきたいなと思っていてそれで説明の種類1があまり差はないですっていうちょっともう少し詳しい説明を、
2:34:17	いただきたいなと思うんですがいかがでしょうか。
2:34:20	はい。東京電力三嶋でございます。こちらの方も、何かしらの資料、この比較表で示せるかどうかわからないので、はい。資料の方もちょっと考えたいと思います。以上です。原子炉規制庁小橋です。
2:34:32	説明の内容は携帯は問わないのでとりあえずとありあえりあえりわかりやすい資料を出していただければと思います。あともう1点これ先ほどの自然現象と同じなんですけど、こちらの方も
2:34:45	ちょっとこちら、航空機火災と違って外部火災だとやっぱり植生とか、そういうのを一応マイク、定期的に確認して防火代の幅とか大丈夫かどうかっていうのを定期的に評価してると思うんですがその辺もちゃんとやっているんですよ。
2:35:02	ていうこと、どっか説明書いただければと思い、思うんですけどいかがでしょうか。
2:35:09	はい。東北電力三嶋でございますそちらの方もちょっと検討させていただければと。運用面のところですね。はい。わかりました。原子力規制

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	庁の小橋です。要するにそのハザードが今までの設計条件と同じですってというのがまず入口論としては大事だと思いますので、そこは
2:35:25	説明よろしく申し上げます。私からは以上です。
2:35:31	規制庁の伊藤です。先ほどのしきい値の件についてはコバヤシの指摘も含め、ちょっと説明はしっかりしていただきたいなと思います。追加で、
2:35:43	追加というか同じような話なのかもしれないですけども、
2:35:47	この式一井を、
2:35:52	ナゴ設工認で採用済みということで、手法自体に新規性はないので妥当性はあるのは承知の上なんですけども、
2:36:02	危険物タンク等の火災評価、
2:36:05	において、こういった同じような非火災モデルで、適用した実績が過去あるのかどうなのかっていうところも、だから妥当性ではなくて非適用性の観点で、
2:36:19	示していただきたいなと思いますのでその点もよろしく申し上げます。
2:36:26	はい。東京電力の三嶋でございますそちらの方もはい。準備したいと思います。
2:36:31	はい。規制庁の井藤です。私からは以上で。はい。
2:36:38	では藤。
2:36:40	以上、本日のヒアリングは以上ということで、し、
2:36:45	以上ということで終了したいと思います。お疲れ様でした。
2:36:52	東京電力の千田でございます。すいません冒頭にご説明させていただきました取水口及び放水コウに関する説明の方、
2:36:59	説明書の方で最後のコメントと確認ということでコメントいただきました。
2:37:04	屋内屋外の排水量ですね、配置図で、実線の部分と点線の部分があってその使い分けほどでご質問いただいたんですけども確認しましたところの点線部分につきましては、こちらの湊側の、
2:37:16	下ですね敷地高高さであるTMSL12メートルの直下にですね、設置された水路の位置を示しているということで、確認させていただいております。
2:37:25	規制庁の伊藤です。そうすると高さが違うっていうそれだけの差ってことで、はい。その他になります。わかりました。ではそれはそれでは理解しましたので、ありがとうございました。
2:37:35	規制庁の井藤です。では本日のヒアリングは、主、以上とさせていただきます。お疲れ様でした。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。